

# 千葉市議会「議会のあり方」検討協議会報告書

平成25年6月24日

## 目 次

### 【本編】

1	あり方検討協議会の設置目的	1
2	あり方検討協議会委員名簿	1
3	あり方検討協議会における協議経過の概要	2
4	協議結果	4
	(1) 協議の結果、決定された事項	4
	ア 基本理念	
	(2) 協議の結果、実施することとされた事項	4
	ア 議員報酬	
	イ 政務調査費	
	ウ 委員会における一問一答方式の導入	
	エ 分科会審査方法の見直し	
	オ 市民説明会の開催	
	(3) 部会の協議の結果を了承した事項	7
	ア 議会広報の充実	
	イ 議会の IT 化	
	ウ 政策立案・政策提言	
	エ 議員発議による条例	
	(4) 今後も検討が必要である事項	8
	ア 議員定数	
	イ 議会報告会等の開催	
	ウ 通年会期及び本会議における公聴会の開催・参考人招致の取扱い	
5	あり方検討協議会の開催日及び主な協議事項	9

### 【資料編】

13

本市議会は、平成23年6月3日開催の幹事長会議の決定を踏まえ、要綱により「千葉市議会「議会のあり方」検討協議会」（以下「あり方検討協議会」という。）を設置した。（設置要綱は、【資料編】3 千葉市議会「議会のあり方」検討協議会設置要綱のとおり）

あり方検討協議会では、議会改革について約2年間にわたり協議し、このたび、平成25年6月24日に設置期間終了を迎えるに当たり、これまでの協議結果をまとめ、設置要綱第7条に基づき議長に報告する。

## 1 あり方検討協議会の設置目的

あり方検討協議会は、地方分権の究極的な目的である市民福祉の向上に向けた取り組みとして、二元代表制の一翼を担う議会がどうあるべきか、次の事項について協議・検討し、議会改革を推進するため、設置されたものである。（設置期間：平成23年6月3日から平成25年6月24日まで）

- (1) 議員の身分に関すること
- (2) 議会の運営に関すること
- (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること

## 2 あり方検討協議会委員名簿

あり方検討協議会の委員は、議長、副議長及び各会派幹事長を含む17人で構成される。

H23. 6. 3～H25. 6. 24

区 分	委 員 名		備 考
自由民主党 千葉市議会議員団	松 坂 吉 則		幹事長
	宇留間 又衛門	H23. 6. 3～H25. 3. 11	
	川 村 博 章	H25. 3. 12～H25. 6. 24	
	小 川 智 之		委員長（議長）
	石 井 茂 隆		
米 持 克 彦			
民主党 千葉市議会議員団	白 鳥 誠		
	山 浦 衛		
	布 施 貴 良		幹事長

公明党 千葉市議会議員団	奥井憲興		副委員長（副議長）
	川岸俊洋		幹事長
日本共産党 千葉市議会議員団	中村公江		
	福永洋		幹事長
未来創造ちば	山本直史		
	福谷章子		幹事長
日本維新の会 千葉市議会議員団	橋本登 宍倉清藏	H24. 10. 1～H25. 3. 14 H25. 3. 15～H25. 6. 2	幹事長
日本維新の会 千葉市議団	宍倉清藏	H25. 6. 3～H25. 6. 24	幹事長
市民ネットワーク	山田京子 湯浅美和子	H23. 6. 3～H24. 6. 6 H24. 6. 7～H25. 6. 24	幹事長
みんなの党 千葉市議団	岡田慎 櫻井崇	H23. 6. 3～H25. 3. 31 H25. 4. 1～H25. 6. 24	幹事長

### 3 あり方検討協議会における協議経過の概要

議会改革の取り組み事項や今後の進め方を検討するため、まず、各委員の議会改革に対する思いや要望を聴取した後、議会の現状と課題に基づく基本理念から検討すべきとのことから、改革の根幹となる千葉市議会の「基本理念」について議論を重ね、平成23年8月23日開催の第6回あり方検討協議会において次のとおり決定した。

#### 【基本理念】

地方自治の原点である「地域の問題は住民が自らの判断と責任で決定し、処理する。」という基本的な考え方のもと、地方自治の主人公である住民から選挙で選ばれた議員で構成する議会と、同じく選挙で選ばれた自治体の長は独立・対等の関係にあり、それぞれが二元代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負っている。

国と地方の関係が、対等・協力を転換しつつある今日、地方議会が住民を代表する機関として、住民福祉の向上のために果たす役割は、ますます増大している。

このような中、私たち千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、執行機関の政策決定及び事務執行に対する監視・評価に加え、政策立案・政策提言に積極的に取り組むことにより、市民生活・市民福祉の向上と市政の発展を推進するものである。

また、社会情勢の変化など時代の潮流を的確にとらえ、常に市議会自らが変わろうとする努力を引き続き惜しまず、今後も合議体である議会において議論を尽くし、多数決を基本としつつも、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払い、公平・公正な議会運営に努めることを基本理念とする。

次に、決定された「基本理念」を実現するための基本フレームについて検討し、平成23年11月2日のあり方検討協議会において、3つの部会を設置して改革すべき具体的事項をそれぞれ分担して検討していくこととされた。

設置された各部会名、所管及び優先協議事項については次のとおりである。

部会名及び所管	優先協議事項
第1部会 議員の身分に関する事	議員定数について 議員報酬について 政務調査費について
第2部会 市民参加の推進に関する事	議会広報の充実について 議会報告会等の開催について 議会のIT化について
第3部会 政策立案・政策提言、監視・評価に関する事	政策立案・政策提言について 議員発議による条例について 執行機関の監視・評価について

3つの部会では、それぞれ鋭意検討を重ね、その協議状況や結論の得られた協議結果については、順次、あり方検討協議会に報告され、あり方検討協議会において最終的に決定し、協議結果を得た。また、場合によっては幹事長会議など他の会議との協働で解決を図った事案もあった。

以上のような協議経過を経て、あり方検討協議会が得られた協議結果は、すでに別途報告済みのものも含め、次のとおりである。

## 4 協議結果

### (1) 協議の結果、決定された事項

#### ア 基本理念

前述「3 あり方検討協議会における協議経過の概要」に記載のとおり、決定された。

### (2) 協議の結果、実施することとされた事項

#### ア 議員報酬（第1部会優先協議事項）

第1部会において検討が進められ、まず、開会中及び閉会中の議員活動を調査・分析し、7つの「千葉市議会議員の活動」モデルを作成した。そして、現行の議員報酬、市長及び局長給与に基づいて議員報酬額の試算をしたところ、すべてのモデルについて、現行の報酬月額を上回った。その後、2名の学識経験者を招いて部会委員等との勉強会を開催した後、以下のように同意する意見を確認した。

① 「千葉市議会議員の活動」モデルは一定の信頼度があること、また、検討の内容と方向性については概ね妥当である。

② 政令市の議員の専従化が進み、議員報酬を生活給としても捉えざるを得ない状況下で、市民意見を十分に反映するためには、各年代から構成されていることが望ましく、次世代を担う若手議員の育成を図る上でも、役務の対価として見合う報酬額を確保する必要がある。

③ 市の財政状況については、その悪化はこれまでの議会の決定の累積によるものであり、ある程度は考慮されるべきだが、直接、議員報酬に反映させるべきではない。

こうした協議を重ねた結果、会派の意向として賛同できないとの少数意見もあったが、「千葉市議会議員の活動」モデルに基づいて試算した全ての報酬額が現行の報酬額を超えていることから、現行の議員報酬額（本則額：77万円）については、概ね妥当であるとの結論に達し、平成25年1月11日付けで提出された第1部会協議結果報告書の中で報告され、平成25年1月22日の第12回あり方検討協議会です承された。

また、平成25年3月までの議員報酬及び政務調査費の減額措置について平成25年度以降の取り扱いをどのようにするかということに関して、第1部会でさらに検討が加えられた。その結果、「議員報酬及び政務調査費については、様々な意見があり、その減額率、期間に関して部会の意見がまとまらなかった。」との報告が平成25年2月4日開催の第13回あり方検討協議会になされた。報告を受けたあり方検討協議会でさらに検討を加えた結果、平成25年2月12日開催の第14回あり方検討協議会において、意

見はまとまらなかったものの、「議員報酬の５％、政務活動費の１０％減額措置を平成２５年度に実施する」とことと決定した。（その後、平成２５年２月１４日開催の幹事長会議に報告され、平成２５年第１回定例会において、平成２６年３月までの議員報酬の５％、政務活動費の１０％の減額措置が議決された。）

#### イ 政務調査費（第１部会優先協議事項）

第１部会において検討が行われていたが、平成２４年の地方自治法改正により名称が政務活動費に改められ、その交付目的等も変更されるなど制度の抜本的な見直しが必要となったため、今後の協議の場について、あり方検討協議会で検討してほしい旨の申出がなされた。これを受けた平成２４年１０月１日の第１１回あり方検討協議会での決定により、協議の場を幹事長会議に移して議論が進められ、「政務活動費の交付に関する条例」の素案が作成された。その後、公開の場での議論が好ましいとの判断から、再び議論の場をあり方検討協議会に移し、条例素案を基に検討が進められ、その結果、平成２５年２月１２日開催の第１４回あり方検討協議会において、これまでの協議結果を条例素案に反映した条例改正案が作成された。（その後、平成２５年２月１４日開催の幹事長会議に報告され、平成２５年第１回定例会において、「政務調査費の交付に関する条例の一部改正」が行われ、「政務活動費の交付に関する条例」となっている。なお、政務活動費の減額措置については、「３（２）ア 議員報酬」に記載のとおり。）

#### ウ 委員会における一問一答方式の導入（第３部会優先協議事項「執行機関の監視・評価」関係）

第３部会の優先協議事項である「執行機関の監視・評価」を具体的に行う方法として、「質問方法等の見直し」を優先検討項目と決定したことに伴い、委員会における審査案件に対して、発言回数が制限されており、踏み込んだ議論ができていないことや執行機関に対する追及が不十分であり、監視機能の向上をより一層求められている状況から「委員会における一問一答方式の導入」を検討することとなった。

この一問一答方式の導入を協議する中で、発言時間に制限を設けるか、否かで各会派の意見は下記のように分かれ、合意には至らなかった。

- ・ 発言時間は答弁を含め２０分とする。
- ・ 発言時間に制限を設けない。
- ・ 一問一答方式の導入する目的を考慮するのであれば、２０分では短い。
- ・ 先例としては、議事進行に協力するなどの文言を掲載し、時間制限は設けないが、

申し合わせとして、1議案30分以内を目途とすることを合意しておく。

このため、部会運営の申し合わせ事項に従い、委員長に試案提示を求め、協議した結果、各会派の合意を得て、「委員会における一問一答方式の導入」を決定した。

その結果、「平成24年第4回定例会より委員会等における一問一答方式を施行・検証し、不都合な事項等の見直しを行う。」との第3部会の決定事項が平成24年10月1日開催の第11回あり方検討協議会で報告され、これを了承し実施することとした。

また、導入時の確認すべき事項については引き続き第3部会で協議され、平成24年11月12日付けで「委員会における一問一答方式に係る確認事項について」の報告書が提出された。(その後、日程的にあり方検討協議会を開催できなかったため、平成24年11月21日開催の幹事長会議に報告され、平成24年第4回定例会から「委員会における一問一答方式の導入」を決定した。「委員会における一問一答方式の導入」に関する合意事項・確認事項については、「【資料編】1(3)ア 第3部会協議結果報告書」のとおり。)

#### エ 分科会審査方法の見直し(第3部会優先協議事項「執行機関の監視・評価」関係)

第3部会の優先協議事項である「執行機関の監視・評価」を具体的に行う方法として、「審査方法の見直し」を優先検討項目と決定したことに伴い、予算・決算審査特別委員会分科会審査を十分に行うことや市民から要望のある分科会を公開し、市民に開かれた、分かりやすい議会を実現するため、「分科会の審査方法の見直し」を検討することとなった。

この分科会の審査方法の見直しを協議する中で、財政局の審査方法、及び財政局以外の審査日数において、各会派の意見は下記のように分かれた。

##### (財政局審査)

- ・ 所管事項を専門的に審査することから5分科会の同時開催とし、財政局のみの審査は行わない。
- ・ 所管委員が専門的に審査するが、予算・決算の全体像を把握する必要から財政局審査の傍聴は可能なものとする。
- ・ 細分化されるとトータル的な視点が失われるため財政局審査は全委員で行う。
- ・ 全委員が財政に対して同じ認識を持つ必要がある。

##### (財政局以外の審査日数)

- ・ 所管事項を専門的に審査することから5分科会の同時開催とする。



- ・ 年度末の日程等を考慮すると5分科会を2つのグループに分け開催する。
- ・ 分科会に出席していない少数会派、市民の傍聴を考慮すると1日1分科会とする。

協議を重ねる中で、改選前の議会改革検討協議会において検討していた事項であり、市民の傍聴を可能とするなど、議会改革が進むことがことから、2分科会を5分科会による審査とすること。財政局審査は財政局のみの審査とし、所属しない委員の傍聴を認めること。財政局以外の分科会審査日数は、5分科会の同時開催案とすることなど各会派の意見が分かっていた事項が合意された。

その結果、「分科会の審査方法の見直しを施行・検証し、不都合な事項等を見直しを行う。また、実施時期、申し合わせ事項等の詳細は、今後しかるべき機関において決定する。」との第3部会の決定事項が平成25年6月18日開催の第17回あり方検討協議会で報告され、この報告を了承し、平成25年第3回定例会より実施することを決定した。（「分科会の審査方法の見直し」に関する合意事項については「【資料編】1（3）ア 第3部会協議結果報告書」のとおり。）

#### オ 市民説明会の開催（第2部会提案）

第2部会から平成25年1月21日付けで提出された第2部会協議結果報告書の中で、部会内で協議した市民参加の意義に基づき、あり方検討協議会の協議経過と結果について市民を対象とした説明会を開催することについての提案があり方検討協議会になされ、平成25年4月22日開催の第15回あり方検討協議会において協議した結果、市民を対象とした説明会を開催することと決定した。

この決定に基づき、市民説明会は平成25年6月18日に市議会本会議場において開催され、その概要については「【資料編】4「議会のあり方」検討協議会の市民説明会概要」のとおりである。

#### （3）部会の協議の結果を了承した事項

##### ア 議会広報の充実（第2部会優先協議事項）

第2部会において検討が進められ、平成25年1月21日付けで提出された第2部会協議結果報告書の中で次の内容が報告され、平成25年1月22日開催の第12回あり方検討協議会において了承した。

- 議会広報の充実について協議の中で示された具体案については、広報委員会での協議に委ねることとする。

（具体案）

- ・録画放映対象の拡大等
- ・インターネット、ツイッター、フェイスブック等のメディアの活用
- ・広報紙の刷新
- ・議会の年間の取り組みなどを「議会白書」として公表
- ・議会独自のホームページの作成
- ・定例会中における本会議、常任委員会傍聴者アンケートの実施
- ・議会だよりについてのインターネットモニターアンケートの分析

#### イ 議会の IT 化（第 2 部会優先協議事項）

第 2 部会において検討が進められ、平成 25 年 1 月 21 日付けで提出された第 2 部会協議結果報告書の中で次の内容が報告され、平成 25 年 1 月 22 日開催の第 12 回あり方検討協議会において了承した。

- 議会の IT 化については、広報を行うときの一つの手段として活用していこうということを経験したことに基づき、これを議論したことに留めた。

（具体案）

- ・データボックス、アイデアボックス、ポータルマッチ（賛否情報）の設置
- ・インターネット、ツイッター、フェイスブック等のメディアの活用

#### ウ 政策立案・政策提言（第 3 部会優先協議事項）

第 3 部会の優先協議事項である「執行機関の監視・評価」を優先的に協議することとしたため、具体的な協議は行われなかった。

#### エ 議員発議による条例（第 3 部会優先協議事項）

第 3 部会の優先協議事項である「執行機関の監視・評価」を優先的に協議することとしたため、具体的な協議は行われなかった。

### （4）今後も検討が必要である事項

#### ア 議員定数（第 1 部会優先協議事項）

第 1 部会で検討が進められ、現行の定数 54 人をもとに協議を重ねる中で、今後の協議に活かすため、委員から出された具体的な定数と根拠を基に、定数パターンごとの 1 人当たり人口や議会費に占める議員関係経費の割合等を整理した表が作成され、次の同意された意見とともに、平成 25 年 6 月 18 日開催の第 12 回あり方検討協議会に報告された。

- ① 議員定数の見直しについては、様々な観点からの検討が重要であることから、今

後も引き続き協議・検討していく必要がある。その際は、「各会派意見の整理表」を参考として活用することを提案する。

- ② 議員定数を見直し、次回の市議会議員選挙で実施する場合には、平成26年第3回定例会を目途に条例改正を行うこととなる。
- ③ 4年に一度を目安として各区の一票の格差を確認し、必要に応じ是正を検討する。

#### イ 議会報告会等の開催（第2部会優先協議事項）

第2部会で検討が進められ、議会報告会の開催については、大方の意見は実施すべきとのことであるが、議会報告会は議員や会派が行うべきで、議会として行う必要はないとの考え方をもつ会派もあるなど賛否両論あり、意見の一致は得られなかった。

しかし、議会報告会は市民参加の推進にとって大事なことであるため、「議会のあり方」検討協議会設置期間終了後も然るべき協議・検討の場において、継続して議論していくべきではないかということが大方の意見としてあったことが平成25年1月21日付けで提出された第2部会協議結果報告書の中で報告された。

#### ウ 通年会期及び本会議における公聴会の開催・参考人招致の取扱い

平成24年の地方自治法の改正を受け、通年会期及び本会議における公聴会の開催・参考人招致の取扱いについて、あり方検討協議会で協議することとされていたが、結論を出すための十分な期間が確保できなかったことから、今後も引き続き協議が必要な事項とされた。

## 5 あり方検討協議会の開催日及び主な協議事項

あり方検討協議会は、次のとおり、計17回の協議会を開催して協議事項の検討を行った。

また、協議会委員以外の議員に対して4回の経過報告会を開催し、市民説明会を1回開催した。

これに加え、あり方検討協議会では、改革すべき具体的事項を検討するために3つの部会を設置し、所管及び優先協議事項を分担して検討を進め、第1部会は20回（他に勉強会2回）、第2部会は13回、第3部会は17回、それぞれ会議を開催した。（これら3部会の協議結果報告書は【資料編】1のとおり。）

開催回数	開催日	主な協議事項
第1回	平成23年6月10日	1 委員席の指定について 2 協議会の進め方について

開催回数	開催日	主な協議事項
		3 議会改革の取り組みについて 4 今後の開催日程について
第2回	平成23年6月27日	1 第1回の協議概要について 2 あるべき議員像について
第3回	平成23年7月11日	1 第2回の協議概要について 2 基本理念について 3 今後の進め方について
第4回	平成23年7月22日	1 第3回の協議概要について 2 基本理念について 3 基本フレームについて
第5回	平成23年8月8日	1 第4回の協議概要について 2 基本理念について 3 基本フレームについて 4 今後の開催日程等について
第6回	平成23年8月23日	1 第5回の協議概要について 2 基本理念について 3 基本フレームについて
第1回 経過報告会	平成23年9月28日	委員以外の全議員に向けた、第1回から第6回までの協議内容の報告会
第7回	平成23年10月17日	1 第6回検討協議会の協議概要等について 2 部会の設置について
第8回	平成23年11月2日	1 第7回の協議概要について 2 部会長及び部会委員について
第9回	平成24年2月16日	1 第8回の協議概要について 2 各部会の協議状況の報告について (1) 第1部会協議状況(議員の身分に関すること) (2) 第2部会協議状況(市民参加に関すること) (3) 第3部会協議状況(政策立案・政策提言、監視・評価に関すること)
第2回 経過報告会	平成24年3月15日	※委員以外の全議員に向けた、第7回から第9回までの協議内容の報告会 1 「議会のあり方」検討協議会の経過報告 (1) 第7回～第9回までの協議の概要 (2) 部会の協議状況の報告 2 最近の地方自治法の改正
第10回	平成24年4月19日	1 第9回の協議概要について 2 議員報酬及び政務調査費について
第11回	平成24年10月1日	1 第10回の協議概要について 2 党派結成に伴う組織の構成等の変更について 3 政務活動費の協議の場について 4 各部会の協議状況の報告について (1) 第1部会協議状況(議員の身分に関すること) (2) 第2部会協議状況(市民参加の推進に関すること) (3) 第3部会協議状況(政策立案・政策提言、監

開催回数	開催日	主な協議事項
		視・評価に関すること)
第3回 経過報告会	平成24年10月3日	1 「議会のあり方」検討協議会の経過報告 (1) 第10回・第11回の協議の概要について (2) 部会の協議状況の報告 ・第1部会協議状況(議員の身分に関すること) ・第2部会協議状況(市民参加の推進に関すること) ・第3部会協議状況(政策立案・政策提言、監視・評価に関すること) (3) 委員会における一問一答方式の導入について 2 地方自治法の一部改正について
第12回	平成25年1月22日	1 第11回協議概要等について 2 第1部会協議結果報告について 3 第2部会協議結果報告について 4 政務調査費の交付に関する条例等の改正について
第13回	平成25年2月4日	1 第12回協議概要等について 2 政務活動費の交付に関する条例(素案)について 3 第1部会協議結果報告について(議員報酬及び政務調査費の減額措置) 4 地方議会の会期について <報告事項> 1 協議状況の報告について 第3部会協議状況(政策立案・政策提言、監視・評価に関すること)
第14回	平成25年2月12日	1 第13回協議概要等について 2 政務活動費の交付に関する条例(素案)について 3 議員報酬及び政務調査費の減額措置について
第15回	平成25年4月22日	1 第14回協議概要等について 2 市民向け説明会の開催について 3 今後の議会改革の協議について (1) 今後のスケジュール (2) 設置期間終了後の協議
第16回	平成25年5月16日	1 第15回協議概要等について 2 市民向け説明会の開催について 3 経過報告会の開催について
第17回	平成25年6月18日	1 第16回協議概要等について 2 第1部会協議結果報告について 3 第3部会協議結果報告について 4 協議会報告書について

開催回数	開催日	主な協議事項
第4回 経過報告会	平成25年6月18日	1 「議会のあり方」検討協議会の経過報告 (1) 第12回～17回の協議の概要について (2) 部会の協議状況の報告 ・第1部会 ・第2部会 ・第3部会 (3) 分科会の審査方法の見直しについて 2 市民説明会について
市民説明会	平成25年6月18日	「議会のあり方」検討協議会の市民説明会

## 資料編目次

### 【資料編】

1	各部会の協議結果報告書	
(1)	第1部会	
ア	千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第1部会協議結果報告書 (平成25年1月11日提出)	14
イ	千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第1部会協議結果報告書 (追加版：議員定数に係る協議結果)(平成25年6月3日提出)	32
(2)	第2部会	
ア	千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第2部会協議結果報告書 (平成25年1月21日提出)	38
(3)	第3部会	
ア	千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第3部会協議結果報告書 (平成25年6月10日提出)	42
2	千葉市議会「議会のあり方」検討協議会設置要綱	49
3	「議会のあり方」検討協議会 部会の設置について及び部会運営に関する申し合わせ事項	51
4	「議会のあり方」検討協議会の市民説明会概要	54

# 千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第1部会協議結果報告書

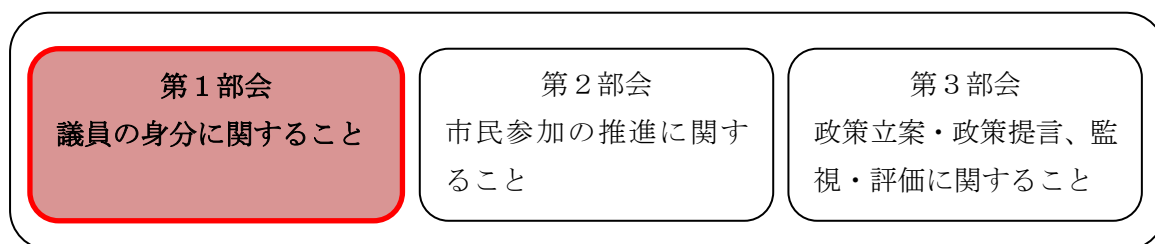
## はじめに

この報告書は、千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第1部会の優先協議事項である議員報酬、議員定数に関する部会の協議結果について、千葉市議会「議会のあり方」検討協議会に提出するものである。

## 1 千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第1部会の概要について

### (1) 千葉市議会「議会のあり方」検討協議会について

- ア 目的 議会改革の推進
- イ 構成 議長、副議長及び各会派幹事長を含む17人
- ウ 決定事項
  - ①議会改革の根幹となる「千葉市議会の基本理念」を構築
  - ②基本理念を実現するための基本方向を検討
  - ③基本方向を踏まえた改革すべき具体的事項を検討するため、3部会を設置



### (2) 千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第1部会について

- ア 所管 「議員の身分に関する事」
- イ 構成 各会派（一部会派除く）より選出の7委員  
詳細は、P9「6 部会委員の構成」のとおり
- ウ 優先協議事項は以下の3項目からなる。
  - ①議員報酬
  - ②議員定数
  - ③政務調査費

## 2 協議の進め方について

部会の協議の進め方について意見交換を行い、はじめに議員報酬・議員定数の順に協議を行い、その後、政務調査費について協議することとなった。

また、第10回「議会のあり方」検討協議会において、議員の身分に関する優先協議事項についての結論を平成25年3月31日までに出すとの決定を受け、検討協議会での協議等が必要になることから、12月までに部会の結論を出すこととなった。

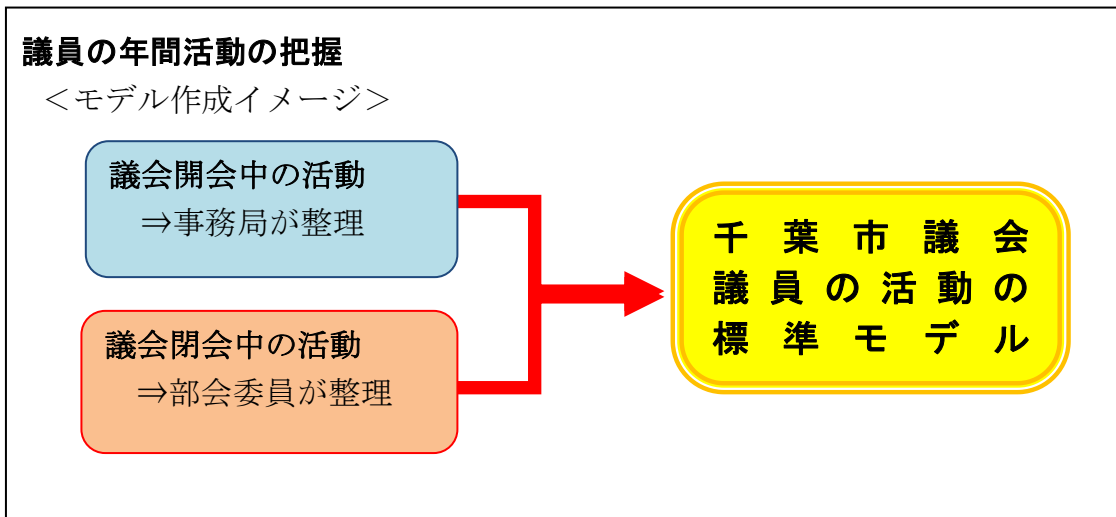


### 3 議員報酬について

#### (1) 「千葉市議会議員の活動」モデルの作成

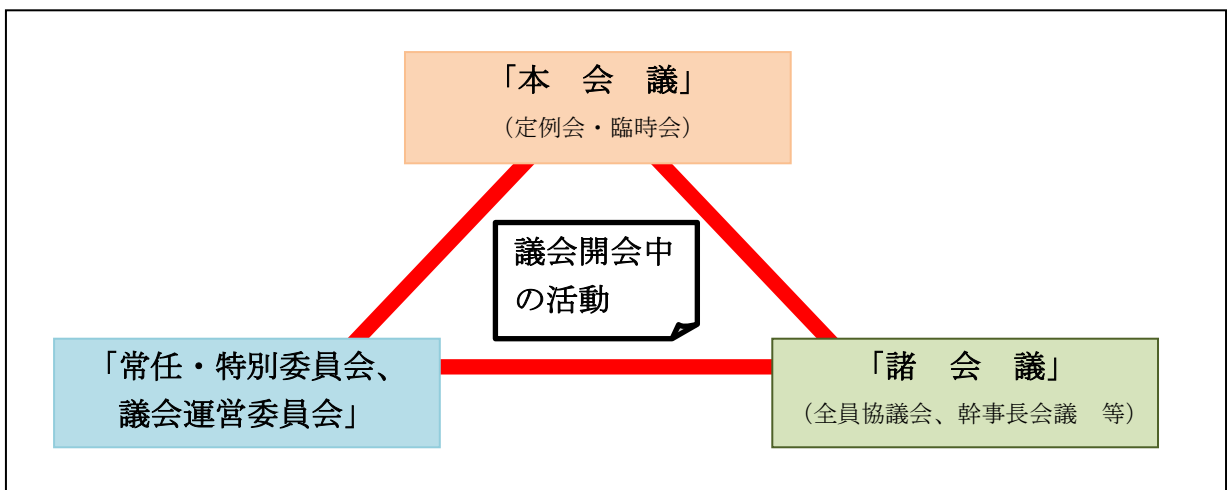
優先協議事項を具体的に検討するにあたり、意見交換を行ったところ、優先協議事項の3項目（議員定数、議員報酬、政務調査費）よりも、「議員のあるべき姿」を先に議論するとの意見が大半であった。

また、今後の会議の進め方等についても協議を行った結果、まずは議会内外での議員の諸活動を取りまとめた「千葉市議会議員の活動の標準モデル」の作成に着手すること、標準モデルの構成は以下のとおりとすることが決定された。



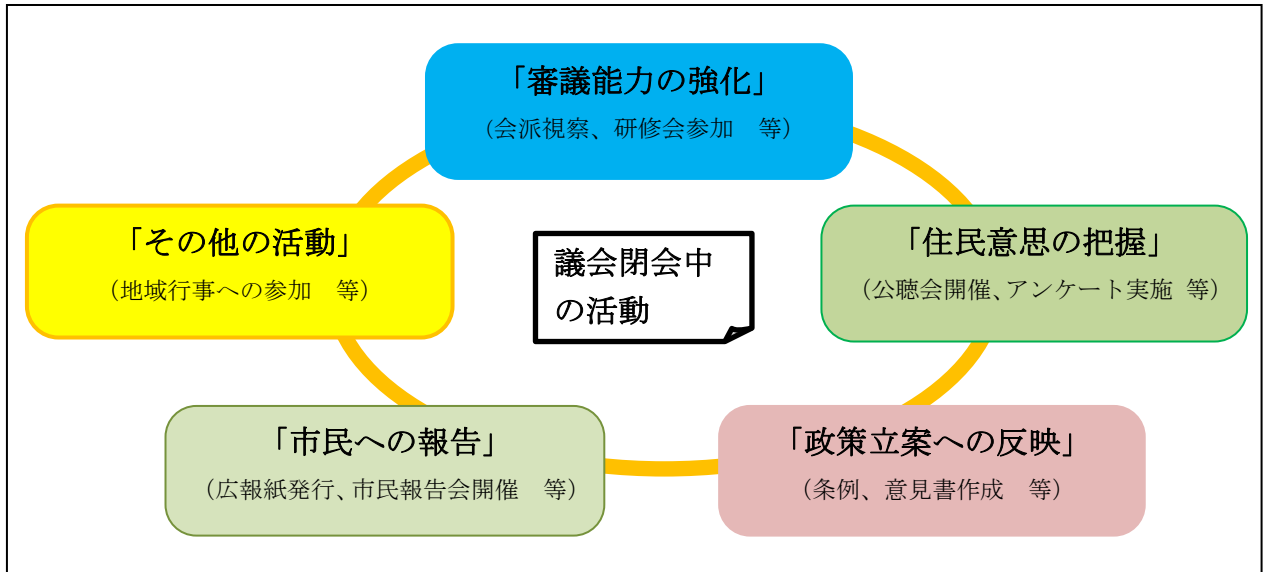
#### ア 議会開会中の活動

平成23年中に行われた活動（本会議、委員会など）を3つの活動区分にまとめ、区分ごとに活動時間を整理した。



## イ 議会閉会中の活動

議会閉会中の活動を明らかにするため、5つの活動区分からなる「議員の活動を類型化する枠組み」を定め、委員が年間の議員活動を書き出すこととした。



委員から提出された閉会中の議員の活動について意見交換が行われた結果、議員の活動は多様であるということから、議員活動の標準モデルを作るのではなく、複数のモデルを「千葉市議会議員の活動」として作成することとした。

また、議員の活動モデルの協議を進める中で、委員ごとに活動件数の捉え方が様々であり、記載された件数に大きな差異があることが判明し、考え方を統一する必要性が生じた。このため、議員活動について活動項目1件あたりの考え方及び活動時間を決定した。

この活動項目1件あたりの考え方と活動時間及び委員ごとの年間活動件数により算出した閉会中の議員の活動と、事務局が整理した開会中の議員活動を合わせ、7つの「千葉市議会議員の活動」モデルが了承された。

「千葉市議会議員の活動」モデル								
							単位 時間:分	
		年間活動時間						
活動区分		議員A	議員B	議員C	議員D	議員E	議員F	議員G
1	本会議 (定例会、臨時会)	131:12	131:12	131:12	131:12	131:12	131:12	131:12
2	常任・特別委員会 議会運営委員会	91:51	108:28	68:09	110:06	101:43	89:59	63:39
3	諸会議 (全員協議会、幹事長会議等)	65:01	59:11	54:19	52:04	98:25	58:11	85:35
4	「審議能力の強化」 (会派視察、研修会参加等)	1603:00	718:00	878:00	831:00	1442:00	689:00	1211:00
5	「住民意思の把握」 (広聴会開催、アンケート実施等)	462:00	527:00	116:00	976:00	212:00	580:00	180:00
6	「政策立案への反映」 (条例、意見書作成等)	620:00	549:00	85:00	129:00	165:00	317:00	140:00
7	「市民への報告」 (広報紙発行、市民報告会開催等)	146:00	667:00	714:00	303:00	244:00	179:00	155:00
8	その他の活動 (地域行事への参加等)	736:00	426:00	552:00	39:00	101:00	252:00	231:00
年間活動時間 合計 (a)		3855:04	3185:51	2598:40	2571:22	2495:20	2296:22	2197:26
月間活動時間 (a/12か月)		321:15	265:29	216:33	214:16	207:56	191:21	183:07

## (2) 議員報酬額の試算

「千葉市議会議員の活動」モデルが了承されたことを受け、議員報酬について結論を出すために、今後どのように理論構築すべきか委員から意見を聴取した。

協議・検討の材料として、正副部会長から、「議員の活動」モデルの活動時間を使用し、議員報酬、局長級給与等に基づく試算が提示された。

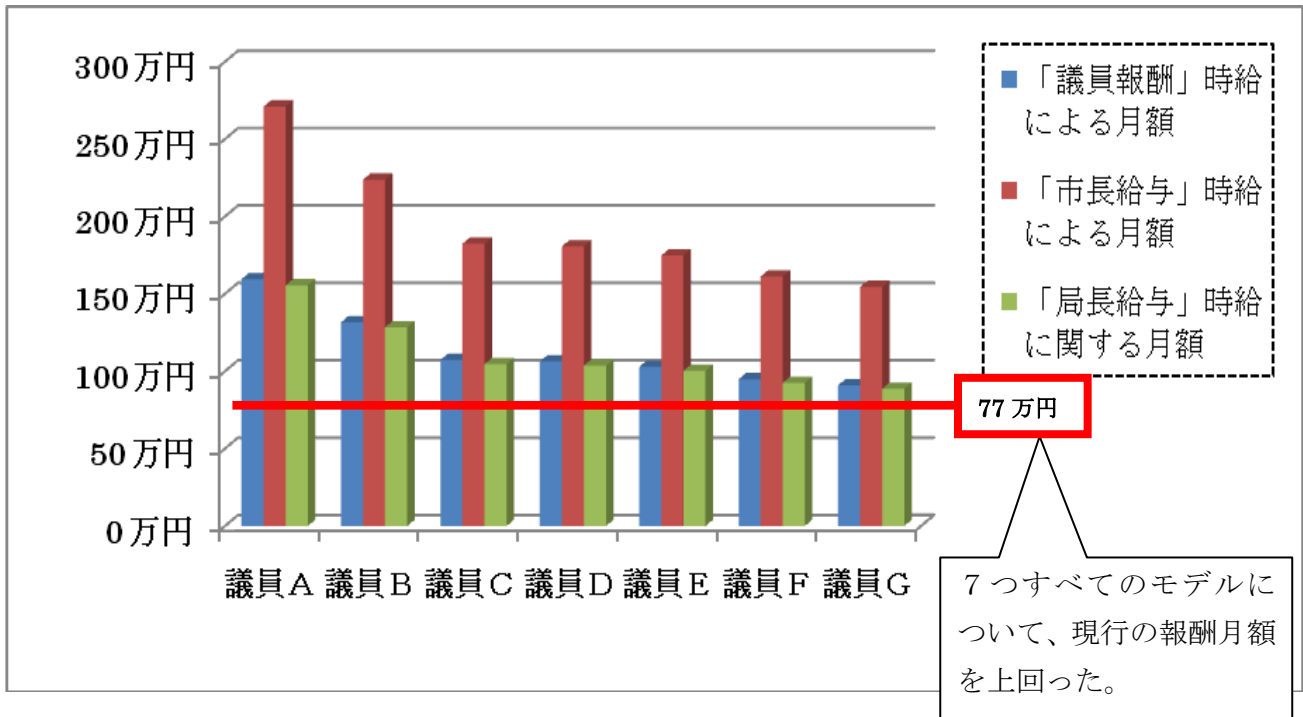
委員から、社会保障を加味した市長等の時給により検討すべきとの意見、国会法35条の規定により局長級と比較して検討すべきとの意見や、三重県議会の手法により算出した千葉県議会議員等の報酬額の資料作成依頼が出された。

「千葉市議会議員の活動」モデルに基づき、各委員の意見等を受けて、現行の議員報酬、市長及び局長給与に基づき試算したところ、以下の結果となった。

議員報酬月額算出例							
	議員A	議員B	議員C	議員D	議員E	議員F	議員G
年間活動時間	3855:04	3185:51	2598:40	2571:22	2495:20	2296:22	2197:26
月間活動時間	321:15	265:29	216:33	214:16	207:56	191:21	183:07
①『議員報酬』時給による月額 (4,968円/時)	1,594,728 円	1,316,520 円	1,073,088 円	1,063,152 円	1,028,376 円	948,888 円	909,144 円
②『市長給与』時給による月額 (8,445円/時)	2,710,845 円	2,237,925 円	1,824,120 円	1,807,230 円	1,748,115 円	1,612,995 円	1,545,435 円
③『局長給与』時給による月額 (4,845円/時)	1,555,245 円	1,283,925 円	1,046,520 円	1,036,830 円	1,002,915 円	925,395 円	886,635 円

※『市長給与』及び『局長給与』時給の算出には、健康保険・年金等の市負担分及び退職手当を加味していない。

### 議員報酬月額算出例による比較図



### (3) 勉強会の開催

これまで協議を重ね、「千葉市議会議員の活動」モデルを作成したところで、協議の方向性、検討の仕方等について問題はないか検証し、結論へと導くために、市民や学識経験者といった第三者意見を聴く機会を設けてはどうかという委員の意見を受け、その実施方法について検討した結果、2名の学識経験者を招いて部会委員等との勉強会を開催することとなった。

勉強会では、以下の点について評価及び指摘を受けた。

①廣瀬克哉氏

- ・「千葉市議会議員の活動」モデルの資料は、一定の信頼度がある。
- ・議員報酬の検討の方向性については概ね妥当である。
- ・これまでの経緯や類似自治体の状況等を参照して、どのように市民理解を得られるか考えなければならない。
- ・一般勤労者の給与と比較して議員報酬は安くはないが、議員の役務や社会保障を考慮すると、けっして手厚くはない。
- ・財政状況の悪化は、これまでの議会での経営判断の結果でもあるが、議員の任期を考えると、長期的に財政状況を報酬に反映させるのは難しい。
- ・小規模な市では、議員報酬が少額なため兼業が多い。一方で、政令市のように大規模な市では専業が多く、議員報酬を生活給として捉えざるを得ない面が強いため、若い世代の議員のなり手を確保できるよう、報酬面での十分な処遇を考える必要がある。

※廣瀬克哉氏の見解及び質疑応答については、別紙「参考資料①」のとおり

②廣瀬和彦氏

- ・これまでの協議内容、資料、検討の方向性については概ね妥当である。
- ・報酬の検討については、一視点のみではなく、多面的に行う必要がある。
- ・人口 50 万人以上の自治体における議員の専従化割合が 55%となっていることから、報酬は生活給の側面を持つが、市議会議員の年齢構成が偏り、若い世代の構成が少ないのは、報酬だけでは生活できないことが 1 つの理由として考えられる。
- ・現在の地方公共団体における事務量を勘案すると、大都市になるほど議員は専従化せざるを得ない状況にあり、現状の報酬は下げすぎである。また、報酬を下げる際にはその根拠を明確にする必要がある。
- ・議員報酬の決定要因には、①各団体の議会活動状況、②財政状況、③住民所得水準、④類似団体との比較均衡、⑤世論の動向が挙げられる。ただし、④においては、単純な比較は危険であり、⑤は判断する住民の十分な知識が必要となる。
- ・議員報酬算定の基準方式は、①市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方、②執行部職員の給与を基準とする考え方、③国会議員の歳費を基準とする考え方、④日当制を根拠とする方法、⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方、⑥類似団体との比較方式、⑦議会費の割合を一定とし算出する方法の 7 つがある。

※廣瀬和彦氏の見解及び質疑応答については、別紙「参考資料②」のとおり

#### (4) 議員報酬に係る協議結果

勉強会の後、部会を開催し、以下のように同意する意見を確認した。

- ①「千葉市議会議員の活動」モデルは一定の信頼度があること、また、検討の内容と方向性については概ね妥当である。
- ②政令市の議員の専従化が進み、議員報酬を生活給としても捉えざるを得ない状況下で、市民意見を十分に反映するためには、各年代から構成されていることが望まし

く、次世代を担う若手議員の育成を図る上でも、役務の対価として見合う報酬額を確保する必要がある。

③市の財政状況については、その悪化はこれまでの議会の決定の累積によるものであり、ある程度は考慮されるべきだが、直接、議員報酬に反映させるべきではない。

以上のことを考慮した上で、検討・協議した結果、会派の意向として賛同できないとの少数意見もあったが、「千葉市議会議員の活動」モデルに基づいて試算した全ての報酬額が現行の報酬額を超えていることから、現行の議員報酬額（本則額：77万円）については、概ね妥当であるとの結論に達した。

## 4 議員定数について

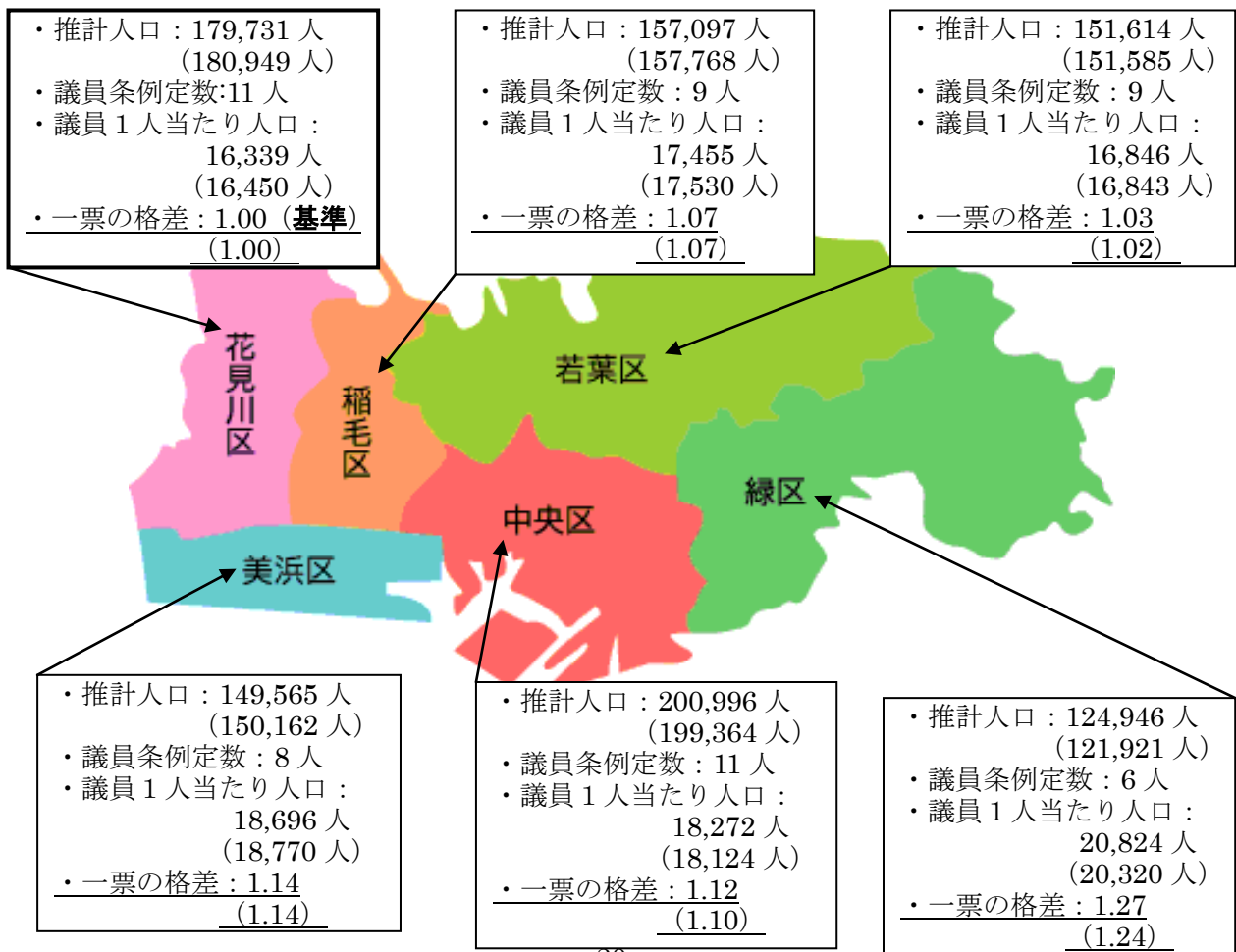
### (1) 協議の経緯

議員定数については、国勢調査、政令市等のデータを参考に、意見交換を行った。

部会委員の意見としては、一票の格差是正は必要であるということであったが、具体的な是正方法としては、最新の推計人口に基づいて定数の削減ありきではなく検討すべき、市民意見を聴取して検討すべき、段階的に削減し最終的には半減を目指すべき、「千葉市議会議員の活動」モデルで示した議員の活動量・活動時間から考えて、人口にあった定数を検討すべき等の意見が示された。

### 区別議員数等一覧

※平成24年11月1日時点の推計人口に基づく。なお、括弧内は、平成22年国勢調査のデータ



## (2) 勉強会の開催

勉強会において、議員定数について意見交換等を行い、以下の見解が示された。

### ①廣瀬克哉氏

- ・委員会数及び委員の人数が少ないと、本来の考えを反映させた議論・審議ができないことから、一定の人数が必要である。
- ・定数は、議員の身分に直結することなので、第三者機関の答申を受けて、客観性のある場で協議すべきである。
- ・現状の一票の格差は、専門家に検討してもらった上で、判断する必要がある。
- ・大幅に定数を変更する場合は、市民意見をしっかり聴取し検討する必要がある。
- ・選挙区間の定数の配分は、人口増減に応じて調整する必要がある。少なくとも4年に1度は調整が必要である。
- ・全市1区と区別に選挙区を設ける場合では、調整の刻みが違ってくるとも配慮するポイントである。

※廣瀬克哉氏の見解及び質疑応答については、別紙「参考資料①」のとおり

### ②廣瀬和彦氏

- ・定数を考える要件として、①会議体としての議会の効率的な運営、②多数の住民が推す優れた人材の選出、③地方公共団体の組織全体との均衡が示された。
- ・定数の基準として、①常任委員会数方式、②人口1万人に1人方式、③住民自治協議会方式（または小学校区方式・中学校区方式）、④議会費固定方式が示された。
- ・様々な市民意見をくみ取ることができる定数を定めるべきである。
- ・議員の役割を勘案すると、現状の定数は下げすぎである。定数を下げる際には、その根拠を明確にする必要がある。
- ・一常任委員会あたりの委員数は、政令市の平均で10.95人であり、この数字を基にした場合、12人が適当と考える。

※廣瀬和彦氏の見解及び質疑応答については、別紙「参考資料②」のとおり

## (3) これまでの協議結果について

勉強会の後、開催した部会において協議した。

各区の一票の格差是正は必要であるとの点で、部会委員の意見は一致したものの、議員定数の見直しについては、様々な観点からの検討が重要であることから、今後も引き続き協議・検討していく必要があるとの結論に至った。

## 5 政務調査費について

地方自治法の改正により、政務調査費（法改正により「政務活動費」に変更）については制度の抜本的な見直しが必要となるため、協議の結果、政務活動費については、幹事長会議で協議することとなった。

## 6 部会委員の構成

平成24年10月1日現在

役職	委員氏名	所属会派
部会長	米持 克彦	自由民主党千葉市議会議員団
副部会長	福谷 章子	未来創造ちば
委員	松坂 吉則	自由民主党千葉市議会議員団
	山浦 衛	民主党千葉市議会議員団
	近藤 千鶴子	公明党千葉市議会議員団
	中村 公江	日本共産党千葉市議会議員団
	岡田 慎	みんなの党千葉市議団

## 7 開催状況

### (1) 第1部会開催状況

開催回数	開催年月日	主な協議内容
第1回	平成23年 11月2日	1 副部会長の互選について
		2 優先協議事項について
第2回	11月15日	1 優先協議事項について
第3回	平成24年 1月10日	1 優先協議事項「議員のあるべき姿」について
		1 「議員のあるべき姿」について
第5回	2月6日	1 千葉市議会議員の活動の標準モデルについて
		2 「議会のあり方」検討協議会への報告について
第6回	4月19日	1 議員報酬及び政務調査費について
		2 千葉市議会議員活動の標準モデルについて
第7回	5月16日	1 千葉市議会議員の活動について
		2 今後の協議の進め方について
第8回	6月4日	1 千葉市議会議員の活動について
		2 今後の協議の進め方について
第9回	6月26日	1 千葉市議会議員の活動について
第10回	8月3日	1 千葉市議会議員の活動について
第11回	8月31日	1 優先協議事項（議員報酬）について
第12回	9月12日	1 優先協議事項（議員報酬）について
第13回	10月23日	1 優先協議事項（議員報酬）の勉強会について
		2 優先協議事項（議員定数）について
第14回	12月10日	1 優先協議事項（議員報酬・議員定数）について
第15回	12月20日	1 「議会のあり方」検討協議会第1部会協議結果報告書（案）について



## (2) 勉強会開催状況

開催回数	開催年月日	協議内容						
第1回	平成24年 11月21日	<table border="1"><tr><td>講師</td><td>21日 法政大学法学部 教授 廣瀬 克哉</td></tr><tr><td></td><td>22日 明治大学政治経済学部 講師 廣瀬 和彦</td></tr><tr><td>内容</td><td>①これまで行ってきた協議の検証及び結論を導く 理論構築の検討</td></tr></table>	講師	21日 法政大学法学部 教授 廣瀬 克哉		22日 明治大学政治経済学部 講師 廣瀬 和彦	内容	①これまで行ってきた協議の検証及び結論を導く 理論構築の検討
講師	21日 法政大学法学部 教授 廣瀬 克哉							
	22日 明治大学政治経済学部 講師 廣瀬 和彦							
内容	①これまで行ってきた協議の検証及び結論を導く 理論構築の検討							
第2回	11月22日	②地方自治法の改正について						

「議会のあり方」検討協議会 第1部会勉強会概要録

- ・実施日:平成24年11月21日
- ・講師:廣瀬 克哉

議員報酬

これまでの協議経過等に対する講師見解

- ・平成20年の地方自治法の改正前、議員報酬は、非常勤の職員に関する条文の中で規定されており、そのことが議員は非常勤であるという誤解を生みだした。
- ・一方、首長は常勤の職員と見なされ、一般職の常勤職員と同様に常勤的な扱いになっている。
- ・しかし、必要なときに必要なだけ働けばいいというのは議員も首長も同じ。
- ・報酬審議会には、議会が意見を提出することができ、今回の検討はそれにあたる。
- ・議員報酬を検討する上では、役務の対価という考え方と、これまでの流れを尊重するとともに類似自治体の状況を尊重するという考え方の両面が必要。
- ・役務の対価と考えると、特別職の職務の特殊性があるため、一般職のように物価スライドを考慮するべきではない。
- ・役務は、議員により様々であり、質的に評価することは困難。
- ・時間数を客観的に把握することはできるが、単価の明確な基準はない。職責や代表している住民数、自治体の権限等で異なる。
- ・三重県における検討では、独任制である首長と合議制である議員の職責の違いから、首長給与×0.7が妥当であると判断した。
- ・検討の手法は三重県と同じであり、今後、報酬審にどのように意見を出していくのか検討していく必要がある。
- ・報酬の日当制やボランティア制は、政令市の議員の職責を考えると望ましくない。
- ・これまでの検討結果により議論を進めていくことが妥当。

質疑応答

質問	回答
<p>(松坂委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬の検討の中で、社会保障、手当、退職金の考え方がないが、それに対する見解は。</li> <li>・政令市の職務の権限をどのように考えるか。</li> <li>・首長給与×0.7では、現状の報酬額より高い金額となるが、それについてはどのように考えるか。</li> <li>・市長は、年金、社会保障費の公費負担分を加味すると実質年収2,500万円程度となっている。職責の差はあるものの、議員の報酬はかなり抑えられていると考えるが、見解は。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期が4年である議員が、現状の社会保障に加入することは困難。特別職における社会保障制度は別途必要であると考えます。</li> <li>・日本の政令市が持つ権限は、世界的にみても大きなもの。</li> <li>・首長の給与に0.7を掛けた金額は、上限の金額。その範囲で市民の合意を得られる金額を設定するのは次のステップになる。</li> <li>・社会的、一般的に考えると議員報酬は安くはない。しかし、議員の職責や社会保障の条件等を加味すると、手厚くはないと感じる。</li> </ul>
<p>(近藤委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回作成した「千葉市議会議員の活動」モデルは、報酬を検討する根拠となり得るものか。</li> <li>・報酬を返納できるシステムをつくることは可能か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県のモデルとかけ離れていない。一定の信頼度はあると考える。今後協議を進める上で、このデータで支障ない。</li> <li>・現職中の返還は公選法上できない。</li> <li>・在任中の報酬額減を公約とすることは、選挙上好ましくない。</li> </ul>

<p>(山浦委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国会法35条の事務次官を下回らない報酬を目安とすることについては、どのように考えるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理想的には判断の一つとなり得る。市長の補助職員として一般職の最高給を得ている者と、団体意思の決定権限や団体の執行に対する責任あるチェックの役割を担っている議員の報酬は、一般職の最高額プラス<math>\alpha</math>とする考え方はあり得る。</li> </ul>
<p>(岡田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県で係数を0.7とした経緯は。また、その他に議論となった事項は何か。</li> <li>・財政状況は報酬の検討にどのように反映させるべきか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事については、職務の時間の色分けをすることが困難であり、そのすべてを公務と判断した。一方、議員は、私的活動は公務から除外。職責の差から、中間的な活動も公務から除外したことにより、係数は0.7となった。</li> <li>・退職金については、知事が返還することを条例化したので議論が深まらなかった。また、退職金や手当については、改めて問題提起しなかったため、算出には含めなかった。</li> <li>・財政状況の悪化は、これまでの議会での決定の累積によるもの。財政状況が悪い自治体で、報酬が手厚いのはよくない。他方、非常に健全な財政状況を保っている場合、一定程度反映することはあってよい。議員は任期ごとに変わるので、財政状況を直接報酬に反映させるべきではないが、長期的な判断の下敷きとするべき。</li> </ul>
<p>(中村委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の活動モデルで示した時間の中身を、他市と比べてどう評価するか。</li> <li>・名古屋市のよう報酬が大きく削減されると、議員のなり手が制限される。世相が厳しい中、どのようにまとめていけばよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市の参照データがないので相対的な評価は難しいが、リアリティはあると考える。</li> <li>・報酬の面で、小規模な市においては、議員報酬が少額なため兼業の必要がある。大規模な市は、専業が多い。</li> <li>・人口30万程度のある市では、議員の構成が専業主婦と年金収入を得ている者に偏っている事例もある。議員のなり手が制限されないように、処遇を考える必要はある。</li> </ul>
<p>(小川委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬について議論が収束しないのは、議員の立場が不明確すぎることに起因していると考えられるが、見解は。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公選職という観点から報酬のあり方を議論すべき。</li> <li>・議員報酬は生計を保障するものではないが、生計を立ててはならない訳ではない。</li> </ul>
<p>(三瓶議員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬審議会以外で、議員報酬について判断する機関を設けるべきか。</li> <li>・見えづらい議員の活動を、市民にアピールするにはどうしたらいいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例次第で議会の附属機関としての設置も可能であり、第三者機関は必要。</li> <li>・個々の議員のスタイルであり、一般論はない。</li> </ul>

<p>(白鳥議員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の財政状況は非常事態であり、その中で議員も身を削るという考え方についてはどう考えるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単年度や、自分の任期の間だけ削減するという考えは望ましくない。政策実現の合意調達のために、政治的な判断として報酬をカットするという考えはある。</li> </ul>
<p>(佐々木(久)議員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会の究極の目標は、名実ともに首長と相対する二元代表制を実現すること。そのためにいい人材を議会に送り込む必要がある。二元代表制の議会としての理想像、目標像を描き、定数との関係で報酬を考えるいいスタートになった。財政状況に応じて、報酬を上げる下げるとい議論ばかりで、もっと大事な議論ができないのは残念。将来を見据えていきたい。</li> </ul>	
<p><b>部会長確認事項</b></p> <p>「千葉県議会議員の活動」モデルの資料は、一定の信頼度があるとの評価が得られた。報酬の検討の方向性については概ね妥当との評価が得られた。一方、類似自治体の状況等を考慮せずに報酬を決定することは、市民理解が得られないと指摘を受けた。今後、これらを基に、報告書の作成に向け協議を継続する。</p>	

議員定数	
<p><b>講師見解</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法律上(自治法上)の定数(人数)規定がない — 条例で定める</li> <li>政令市の権限の中で、いくつの常任委員会で審議を分担するのか。また、それぞれの常任委員会には、何人属すればいいのかを考える必要がある。少なくとも1つの常任委員会に8～9名は必要と考え、最低限の議員数が出てくる。</li> <li>選挙区間での定数の配分は、人口増減に応じて調整する必要がある。少なくとも4年に1度は調整が必要。</li> <li>定数の配分は、議員の身分に直結することなので、客観性のある場で協議する必要がある。</li> <li>定数が少ないと、選挙区間での配分が難しくなるということも配慮するポイントになる。</li> </ul>	
<p><b>質疑応答</b></p>	
<p>質問</p>	<p>回答</p>
<p>(中村委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状の一票の格差は、定数を削減する理由となるのか。</li> <li>客観性のある場とは具体的には。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な人数については意見できない。国政では2.0が違憲状態。1.24の格差は他区と比べると目立つ。</li> <li>自治法100条の2の専門的知見の活用により、いくつか材料を示し、専門家に検討してもらった上で、判断するのがよい。</li> </ul>
<p>(近藤委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定数を検討する上で、何を優先することがいいのか。市民意見か、常任委員会の数か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大幅に定数を変更する場合は、しっかり議論したうえで市民に投げかける必要がある。まずは、現状から<math>-\alpha</math>で定数のバランスを取ることが現実的。<math>+\alpha</math>は、議会機能をアップさせることが明確でなければ難しい。</li> </ul>
<p>(岡田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常任委員会の適正な数は</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>絶対というものはないが、常任委員会の数と審議の時間、職責の幅との関係で判断するべき。</li> </ul>
<p><b>部会長確認事項</b></p> <p>今後、講師の見解等を参考に、協議を進めていく。</p>	

## 地方自治法改正

### 講師見解

#### ○政務活動費

- ・3月の法施行に間に合うよう、条例を整備する必要がある。
- ・政務活動費は、その他の活動が追加され、その用途は条例で定めることとなった。
- ・その他の活動については、条例で定めていれば、市民オンブズ等から裁判を起こされても適法となるだろう。ただし、市民が納得するかは別である。説明責任を果たさなければならない。

#### ○通年議会等

- ・通年議会になると、市長専決がなくなる(専決不可能というわけではない)。
- ・本会議において公聴会ができるようになった。
- ・一事不再議については、これまでも法的根拠はなかった。通年議会となっても、議会運営上の取り決めで同様にできる。
- ・議長が会議日程を決められるが、執行部にいたずらに負担をかけないように増やしていくべきである。

### 質疑応答

質問	回答
(中村委員) ・政務活動費の条例を制定するにあたっての、理想的な方法は。  ・通年議会となった場合の、報酬額はどのように反映するべきか。	・当面は、現状の政務調査費の条例と同じ内容で定めておくのが現実的。その後1年くらいかけて、パブコメを実施するなどして、再度見直していくのが良いと考える。 ・これまでは、活動の成果について説明が不十分。今後は、より一層の説明が求められる。 ・通年議会の議員報酬の反映は、一旦は現状のままで、その後通年議会によりどう変化したかを協議して報酬の額を決めるべきである。

## 「議会のあり方」検討協議会 第1部会勉強会概要録

- ・実施日:平成24年11月22日
- ・講師:廣瀬 和彦

## 議員報酬

## これまでの協議経過等に対する講師見解

- ・報酬は、役務に対する反対給付だけでなく、給与的な性質を併せ有する。
- ・議員報酬の決定要因には、①各団体の議会活動状況、②財政状況、③住民所得水準、④類似団体との比較均衡、⑤世論の動向、が挙げられる。ただし、④においては、単純な比較は危険であり、⑤は判断する住民の十分な知識が必要となる。
- ・議員は専門化せざるを得ない状況にあり、現状の報酬、定数は下げ過ぎである。報酬、定数を削減する際には、その根拠を明確にする必要がある。
- ・人口50万人以上の自治体における、議員の専門化割合は55%となっており、報酬は生活給として捉えざるを得ない。
- ・市議会議員の年齢構成は、住民の年齢構成を反映しているべきだが、実際は60歳以上の割合が半分以上となっている。若い世代の構成が小さい理由には、報酬だけでは生活できないということが考えられ、次世代の議員の育成ができない状態になっている。
- ・議員報酬算定の基準方式は7つ挙げられる。
  - ①市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方。
  - ②執行部職員の給与を基準とする考え方。
  - ③国会議員の歳費を基準とする考え方。
  - ④日当制を根拠に算出する方法。
  - ⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方。
  - ⑥比較方式。
  - ⑦議会費の割合を一定とし算出する方法。
- ・理論的には①の考え方が最も適切だが、実務的には極めて難しい。市政への貢献度は一概に測りきれない。また、行政効率が悪くても、資本投下はしなければならない。
- ・②都道府県の部長級の間程度を適当とする考えがかつて示されており、最下限の基準として活用してもらいたい。政令市の議会は仕事量の面で県議会を凌駕しており、県議会よりも報酬をよく考えなければならない。
- ・③政令市の議員は国会議員の仕事量と変わらないと考える。国会法35条の規定を参考にできるが、一般的には国会議員よりも働いていないと考えられているため、会期日数の差異などを考慮する必要がある。
- ・④日当制を採用する場合は、金額設定のプロセスの周知が大切となる。
- ・⑤議員報酬と長給料の割合は、全国平均で49.5%だが、各自治体の人口に応じた職域を考慮すべき。
- ・三重県議会では議員報酬と長給料の割合を0.7としたが、千葉市の場合、この係数よりも大きくなると考える。
- ・今回、千葉市議会で採用した算出の方法は適当だが、「住民との意見交換」は選挙活動として誤解されやすいので注意が必要。
- ・⑥類似団体と比較する上では、その団体が客観的な方法で算出していることが前提となる。
- ・⑦政令市では、議会費を歳出全体の0.5%程度に固定することが妥当と考える。



質疑応答

質問	回答
<p>(事前質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一部会で議論してきた内容、方向性が妥当であるか。</li> <li>・他自治体の協議の結果について</li> <li>・市民からの意見聴取のあり方、方法等について</li> <li>・政令市の議員の評価について</li> <li>・報酬の協議において、自治体の個別的な財政状況はどのように考慮されるべきか。</li> <li>・今後、報酬の協議について、総務省等でスケールが示されるか。</li> <li>・通年議会の導入により、報酬のあり方がどのように変わっていくのか。</li> <li>・報酬の一部を返還できる仕組みを設けることの可否について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当であるが、報酬、定数ともに多面的に検討する必要がある。</li> <li>・京都市会では、平成23年度に特別委員会で協議し、報酬は10%削減、定数は据え置き。横浜市会では、定数について意見一致できず、現状維持となった。会津若松市議会では、報酬、定数ともに現状が適当とされた。</li> <li>報酬、定数の見直しは、一つの議会改革ではあるが、審議能力の強化、政策立案能力の強化が先に必要。報酬、定数の削減で、議会機能に負の連鎖が発生することも考えられず。</li> <li>・市民からの意見聴取は必要であるが、事前にしかるべき情報発信が必要となる。</li> <li>・一般市と同列に論じることができるかどうかは、住民の評価に基づくべき。住民が正しく評価するには、議会がそれを周知する必要がある。</li> <li>・財政状況は当然勘案されるべきだが、ある程度の報酬、定数は必要である。</li> <li>・示されることはない。各自治体の自主性、自立性が求められる。</li> <li>・本会議の開催日程が大きく変わることはないが、委員会は倍増することが考えられる。勤務形態がより常勤に近くなることで、報酬は生活給の色が濃くなる。</li> <li>・公選法の寄附行為に該当するため、報酬の返還はできない。また、報酬削減は議員のなり手に影響を与え、選挙公約に掲げることも望ましくないと考える。</li> </ul>
<p>(松坂委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬、定数削減を政治の材料とすることについての見解は。</li> <li>・政令市は県の仕事を兼ねていることについて、市民への説明を怠っていた。今後、広報していくべきか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治的に利用することについて全面的に否定するつもりはないが、地方公共団体全体の利益を踏まえるとプラスにならないと考える。削減を公約とした候補者を、一時的に市民が選び当選したとしても、市民は選ぶだけで、議員を育てる責任が抜け落ちている。</li> <li>・正直、議会の広報、広聴はお粗末。どんどんやっつけていかなければならない。逐次、市民の動向を確認するべきだが、その前に広報が必要となる。</li> <li>広聴と広報は2つで1つ。政令市で議会報告会を開催することは、極めて困難。対象が多く広すぎるため、年1回の開催でもかなりの負担となり、議会報告会疲れが生じてしまう。議会報を軽んじるのは大きな間違い。市民の情報収集の5割は議会報。ホームページは1割程度にすぎない。</li> </ul>

<p>(近藤委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉市においては、議員の身分に関することは全議員が了解することをルールとしてきた。今後も全員の一致がなければ前に進めないと考えるか。議論は尽くすが、少数会派に振り回されることもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員一致が基本であり、理論上原則となる。しかし、自由討議の場において、会派の考え方の違いなどから、初めから議論が成立しない場合があり、全体の利益という当たり前のことが考えられないことがある。安易にするべきではないが、多数決もやむを得ない場合もある。少数会派も尊重し、議論を尽くした上で、最後の最後で多数決もあり得る。</li> </ul>
<p>(岡田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬の決定要因は5つ全てを考慮するべきか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役務に対する反対給付、働いたら働いた分だけもらうという考え方が一番素直であり、それに加え他の4つの要因を勘案するべき。しかし、世論の動向は扱い方を注意する必要があり、類似団体との比較均衡にも下げる方の競争になっているので、その団体の報酬、定数が適当か、根拠について注意が必要。</li> </ul>
<p>(中村委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会費の割合で参考になるものは</li> <li>・市民意見を取り込む効果的な方法は</li> <li>・広報紙の効果的な方法は</li> <li>・アンケート実施の際には、議会からの情報提供も必要と考えるが、その手法は。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ない。</li> <li>・主たるものとして、無作為抽出のアンケート。従たるものとして、市民報告会が考えられる。住民の討論会という手法もあるが、新宿区で開催し1回300～400万円程度の費用が発生している。</li> <li>・専門家のノウハウを得ながら、中身を充実させる。</li> <li>・市民がしっかり情報を把握してからアンケートを実施するべき。そもそも、議会がどう捉えられているかを理解するべき。市民は議会を二元代表制と捉えていない。接点がないため勉強していない。これは教育にも問題がある。市民は地方議会が何をしているか理解していない。市民の資質向上も必要となる。</li> </ul>
<p>(小川委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方議会議員の身分とは。明確な定義があってしかるべきと考えるが。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公選職と考える。常勤職に近いと考えるが、立証できないといけない。法で定義してもらう必要があると考えるが、地方議会で一括りにすると難しい。一方、政令市だけで定義付けするのも難しい。</li> </ul>
<p>(三瓶議員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政事情を客観的に考慮し、千葉市の報酬をどのように考えるか。</li> <li>・千葉市の財政状況は少しずつ好転しているが、その好転のスピードアップを図るためのアドバイスは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無駄は削除するが、必要なものは必要である。</li> <li>・決算審議、つまり事務事業評価を能動的に行い、議会の意思を表示していく。権限を最大限活用し役割を果たしてほしい。</li> </ul>
<p>(段木議員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報告会を進める上でのアドバイスは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初めから大きくやりすぎないこと。本来の議員活動に影響が出る可能性があり、バランスが必要。</li> </ul>
<p>(山本議員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の広報、広聴の強化は重要と感じた。次の段階に入っている事例は。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あまりない。市民がどのように感じているかが重要になる。広報のチャンネルは多いに越したことはない。</li> </ul>



### 部会長確認事項

- ・これまでの協議内容、資料、方向性については、概ね妥当との評価を得た。
  - ・一方、一視点だけでなく多面的に検討する必要があるとの指摘を受けた。
- 今後、これらを基に、報告書の作成に向け協議を継続する。

### 議員定数

#### 講師見解

- ・定数を考えるにあたっての要件としては、
  - ①会議体としての議会の能率的な運営
  - ②多数の住民が推す優れた人材の選出
  - ③地方公共団体の組織全体との均衡 が挙げられる。
- ・また留意点としては、
  - ①歳出に占める議会費の割合
  - ②定数減少にかかる監視機能への影響
  - ③面積及び人口にかかる多様な住民意見の、議会への反映の可否 が挙げられる。
- ・議員定数の基準には、
  - ①常任委員会数方式
  - ②人口1万人に1人方式
  - ③住民自治協議会方式(または小学校区方式)
  - ④議会費固定化方式 が考えられる
- ・①1常任委員会あたりの委員数は、政令市の平均で10.95人。この数字は常任委員会が本議会の縮図として機能するために必要な人数を反映していると考えられる。この数字を基にした場合、11人よりも12人の方が、委員長裁決がないため望ましいと考える。
- ・②については、感覚的なものであり根拠はない。
- ・③を千葉市に当てはめると、定数は116人であり現実的でない。そこで、中学校区で考えると、57人(中央9、花見11、稲毛7、若葉10、緑8、美浜12)となる。この数字から各区の1票の格差を考慮し調整する考え方もある。

#### 質疑応答

質問	回答
(山田議員) ・多様な市民意見を反映するためには、ある程度の定数は必要と考える。定数を削減することで、弱い立場の声を届けられなくなることへの見解は。	・政令市において、大選挙区制を採用することは、候補者の顔が見えづらくなり望ましくない。現状の方式はベターである。区の中の様々な住民意見、意思を汲み取れるような定数を定めるべきと考える。

### 部会長確認事項

今後、講師の見解等を参考に、協議を進めていく。

### 地方自治法改正

#### 講師見解

##### ○政務活動費

- ・交付目的に「その他の活動」が追加され、使用できる範囲が広がった。
- ・経費の範囲を条例で定めることが規定され、括弧書きや〇〇等の曖昧な表現はできなくなり、経費の範囲が明確化される。
- ・議員が費用弁償を受けることは、公法上の権利であるが、千葉市では費用弁償を廃止した。定額支給はよろしくないが、実費弁償ぐらいはないといけない。
- ・政務調査費では様々な按分率が判例で示されているが、政務活動費になることで、これまでの按分率は緩和される可能性がある。

# 千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第1部会協議結果報告書

## (追加版：議員定数に係る協議結果)

### はじめに

この報告書は、千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第1部会の優先協議事項である議員定数についての協議結果のうち、平成25年1月11日の千葉市議会「議会のあり方」検討協議会への報告以降のものである。

### 1 議員定数について

#### (1) 定数パターンの検討

各区の一票の格差是正をどのように行うべきか、委員から意見を聴取した。

意見聴取に当たり、議員定数を増減したパターンでの区ごとの定数及び格差、本市が過去に定数を見直した際の格差是正状況等の資料を参考とした。

議員定数の改正と区間の格差の推移												
議決日	平成10年3月20日						平成18年9月28日					
適用年月	平成11年4月						平成19年4月					
改正概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員定数：56名⇒56名</li> <li>区間調整：1増1減（緑1、美浜△1）</li> <li>最大格差の是正：1.45（緑区）⇒1.12（緑区）</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>議員定数：56名⇒54名</li> <li>区間調整：1増3減（緑1、花見川△1、稲毛△1、若葉△1）</li> <li>最大格差の是正：1.51（緑区）⇒1.14（緑区）</li> </ul>					
—	平成7年 国勢調査 確報人口	定数			1票の格差		平成17年 国勢調査 確報人口	定数			1票の格差	
		改正前	増減数	改正後	改正前	改正後		改正前	増減数	改正後	改正前	改正後
千葉市	856,878人	56人	0	56人	—	—	924,319人	56人	△2	54人	—	—
中央区	167,663人	11人	0	11人	1.07	1.03	184,637人	11人	0	11人	1.12	1.02
花見川区	177,783人	12人	0	12人	1.04	1.00	181,708人	12人	△1	11人	1.01	1.00
稲毛区	150,657人	10人	0	10人	1.05	1.02	149,685人	10人	△1	9人	1.00	1.01
若葉区	149,263人	10人	0	10人	1.04	1.01	149,898人	10人	△1	9人	1.00	1.01
緑区	82,780人	4人	1	5人	1.45	1.12	112,850人	5人	1	6人	1.51	1.14
美浜区	128,732人	9人	△1	8人	1.00	1.09	145,541人	8人	0	8人	1.21	1.10

部会委員からは、そもそも千葉市議会の議員定数は何人が妥当なのか、ゼロベースでの検討を行い、その上で一票の格差を是正すべきという意見や、現状を踏まえ、現行の定数54人をもとに格差是正の観点から議論すべきとの意見などが出された。

協議の結果、部会の設置期間が定められており、ゼロベースで十分な検討を行うことは時間的に困難であるため、現行の定数54人をもとに検討することとなった。

委員から出された主な意見は、以下のとおり。

- ・勉強会において講師から提示された、常任委員会方式に基づいて定数を検討すべき
- ・住民意思を効果的に汲みとるにはどの程度の人数が必要かとの視点から定数を考えるべき
- ・人口2万人に議員1人とするなど、定数の基準を持つ必要がある。
- ・格差の是正が第一であり、4年ごとに見直さなければならない。その際は市民理解を得るため、削減の方向で検討すべき
- ・定数減により選挙に強い人だけが議員になると、行政に対するチェックが機能するか疑問である。格差是正は必要だが、削減ありきではなく、定数増も検討すべき。安易に削減すると多様な民意を反映しきれない。
- ・市民意見の聴取については、議会報告会や公聴会を実施するなど、議会として工夫することで、定数減を補完する必要がある。

協議を重ねる中で、今後の協議に活かすため、委員から出された具体的な定数と根拠を基に、定数パターンごとの1人当たり人口や議会費に占める議員関係経費の割合等を整理した表を作成し、報告することとした。

※作成した表は別紙資料「各会派意見の整理表」のとおり

## (2) 議員定数に係る協議結果

整理表の作成後、開催された部会において、以下のように同意する意見を確認した。

- ①議員定数の見直しについては、様々な観点からの検討が重要であることから、今後引き続き協議・検討していく必要がある。その際は、「各会派意見の整理表」を参考として活用することを提案する。
- ②議員定数を見直し、次回の市議会議員選挙で実施する場合には、平成26年第3回定例会を目途に条例改正を行うこととなる。
- ③4年に一度を目安として各区の一票の格差を確認し、必要に応じ是正を検討する。

## 2 部会委員の構成

平成25年4月1日現在

役職	委員氏名	所属会派
部会長	米持 克彦	自由民主党千葉市議会議員団
副部会長	福谷 章子	未来創造ちば
委員	松坂 吉則	自由民主党千葉市議会議員団
	山浦 衛	民主党千葉市議会議員団
	近藤 千鶴子	公明党千葉市議会議員団
	中村 公江	日本共産党千葉市議会議員団
	岡田 慎	みんなの党千葉市議団

### 3 開催状況

開催回数	開催年月日	主な協議内容
第16回	平成25年 2月1日	1 議員報酬及び政務調査費の減額措置について 2 優先協議事項（議員定数）について
第17回	2月19日	1 優先協議事項（議員定数）について
第18回	3月22日	1 優先協議事項（議員定数）について
第19回	4月22日	1 優先協議事項（議員定数）について
第20回	5月16日	1 優先協議事項（議員定数）について 2 「議会のあり方」検討協議会第1部会協議結果報告書（案）（追加版：議員定数に係る協議結果）について

各会派意見の整理表

資料

		定数パターン 提案会派					
		49人	50人	51人	55人	54人	
		5人減	4人減	3人減	1人増	現状のまま	格差是正
提案会派名		自民党、みんなの党	公明党、未来創造ちば	公明党	共産党	—	
増減内訳		中央△1 花見川△2 稲毛△1 若葉△1	中央△1 花見川△1 稲毛△1 若葉△1	中央△1 花見川△1 稲毛△1 若葉△1 緑1	緑1	現状のまま	花見川△1 緑1
35 議員1人当たり人口/ 1票の格差	平成22年 国勢調査 確報人口 (961,749人)	19,628人	19,235人	18,858人	17,486人	17,810人	
		1.083	1.123	1.145	1.141	1.235	1.114
	平成25年 1月1日 推計人口 (963,682人)	19,667人	19,274人	18,896人	17,521人	17,846人	
		1.117	1.123	1.123	1.144	1.278	1.109
常任委員会の常任委員数		4委員会⇒10人 1委員会⇒9人	10人	10人(議長を除く)	11人	4委員会⇒11人 1委員会⇒10人	
議会費に占める議員関係経費の割合 ※		70.4%	71.8%	73.2%	79.0%	77.6%	
提案理由		1票の格差が最小である。	常任委員数を偶数かつ同数とし、委員長裁決を回避できる。 緑区は議員1人当たり人口が2万人超であるが、選出議員は市民意見を市政に反映できているので、この定数でも対応可能。	議長は中立な立場であることから、常任委員会には属さず、また常任委員数を偶数とすることで、委員長裁決を回避できる。	市民の声を反映するためには、現在の54人では不十分であり、緑区の1増が必要。	—	

※25年度予算額(1,431,734千円)、議員関係経費は1人当たり20,562千円(報酬、期末手当、共済費、委員会旅費、政務活動費の合計)により算出

※民主党は、報告書提出期限までに、まとまるには至らなかった。

議員定数試算一覧

参考

は最大格差

1-1 確報人口

	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	計
人口	199,364	180,949	157,768	151,585	121,921	150,162	961,749
人口比率	20.73%	18.81%	16.40%	15.76%	12.68%	15.61%	100.00%
定数	11人	11人	9人	9人	6人	8人	54人
議員1人当たり人口	18,124人	16,450人	17,530人	16,843人	20,320人	18,770人	17,810人
格差	1.102	1.000	1.066	1.024	<b>1.235</b>	1.141	1.083

1-2 人口比例原則に基づく配分定数

	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	計	
45人	按分数	9.33	8.47	7.38	7.09	5.70	7.03	45.00
	定数	9人	9人	7人	7人	6人	7人	45人
	増減	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	0	△ 1	△ 9
	議員1人当たり人口	22,152人	20,105人	22,538人	21,655人	20,320人	21,452人	21,372人
	格差	1.102	1.000	<b>1.121</b>	1.077	1.011	1.067	1.063
46人	按分数	9.54	8.65	7.55	7.25	5.83	7.18	46.00
	定数	9人	9人	8人	7人	6人	7人	46人
	増減	△ 2	△ 2	△ 1	△ 2	0	△ 1	△ 8
	議員1人当たり人口	22,152人	20,105人	19,721人	21,655人	20,320人	21,452人	20,908人
	格差	<b>1.123</b>	1.019	1.000	1.098	1.030	1.088	1.060
47人	按分数	9.74	8.84	7.71	7.41	5.96	7.34	47.00
	定数	10人	9人	8人	7人	6人	7人	47人
	増減	△ 1	△ 2	△ 1	△ 2	0	△ 1	△ 7
	議員1人当たり人口	19,936人	20,105人	19,721人	21,655人	20,320人	21,452人	20,463人
	格差	1.011	1.019	1.000	<b>1.098</b>	1.030	1.088	1.038
48人	按分数	9.95	9.03	7.87	7.57	6.08	7.49	48.00
	定数	10人	9人	8人	8人	6人	7人	48人
	増減	△ 1	△ 2	△ 1	△ 1	0	△ 1	△ 6
	議員1人当たり人口	19,936人	20,105人	19,721人	18,948人	20,320人	21,452人	20,036人
	格差	1.052	1.061	1.041	1.000	1.072	<b>1.132</b>	1.057
49人	按分数	10.16	9.22	8.04	7.72	6.21	7.65	49.00
	定数	10人	9人	8人	8人	6人	8人	49人
	増減	△ 1	△ 2	△ 1	△ 1	0	0	△ 5
	議員1人当たり人口	19,936人	20,105人	19,721人	18,948人	20,320人	18,770人	19,628人
	格差	1.062	1.071	1.051	1.009	<b>1.083</b>	1.000	1.036
50人	按分数	10.36	9.41	8.20	7.88	6.34	7.81	50.00
	定数	10人	10人	8人	8人	6人	8人	50人
	増減	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	0	0	△ 4
	議員1人当たり人口	19,936人	18,095人	19,721人	18,948人	20,320人	18,770人	19,235人
	格差	1.102	1.000	1.090	1.047	<b>1.123</b>	1.037	1.063
51人	按分数	10.57	9.60	8.37	8.04	6.47	7.96	51.00
	定数	11人	10人	8人	8人	6人	8人	51人
	増減	0	△ 1	△ 1	△ 1	0	0	△ 3
	議員1人当たり人口	18,124人	18,095人	19,721人	18,948人	20,320人	18,770人	18,858人
	格差	1.002	1.000	1.090	1.047	<b>1.123</b>	1.037	1.042
52人	按分数	10.78	9.78	8.53	8.20	6.59	8.12	52.00
	定数	11人	10人	8人	8人	7人	8人	52人
	増減	0	△ 1	△ 1	△ 1	1	0	△ 2
	議員1人当たり人口	18,124人	18,095人	19,721人	18,948人	17,417人	18,770人	18,495人
	格差	1.041	1.039	<b>1.132</b>	1.088	1.000	1.078	1.062
53人	按分数	10.99	9.97	8.69	8.35	6.72	8.28	53.00
	定数	11人	10人	9人	8人	7人	8人	53人
	増減	0	△ 1	0	△ 1	1	0	△ 1
	議員1人当たり人口	18,124人	18,095人	17,530人	18,948人	17,417人	18,770人	18,146人
	格差	1.041	1.039	1.006	<b>1.088</b>	1.000	1.078	1.042
54人	按分数	11.19	10.16	8.86	8.51	6.85	8.43	54.00
	定数	11人	10人	9人	9人	7人	8人	54人
	増減	0	△ 1	0	0	1	0	0
	議員1人当たり人口	18,124人	18,095人	17,530人	16,843人	17,417人	18,770人	17,810人
	格差	1.076	1.074	1.041	1.000	1.034	<b>1.114</b>	1.057
55人	按分数	11.40	10.35	9.02	8.67	6.97	8.59	55.00
	定数	11人	11人	9人	9人	7人	8人	55人
	増減	0	0	0	0	1	0	1
	議員1人当たり人口	18,124人	16,450人	17,530人	16,843人	17,417人	18,770人	17,486人
	格差	1.102	1.000	1.066	1.024	1.059	<b>1.141</b>	1.063



## 2-1 推計人口

		中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	計
平成25年 1月1日	人口	200,946	179,577	156,995	151,526	125,209	149,429	963,682
	人口比率	20.85%	18.63%	16.29%	15.72%	12.99%	15.51%	100.00%
	定数	11人	11人	9人	9人	6人	8人	54人
	議員1人当たり人口	18,268人	16,325人	17,444人	16,836人	20,868人	18,679人	17,846人
	格差	1.119	1.000	1.069	1.031	<b>1.278</b>	1.144	1.093

## 2-2 人口比例原則に基づく配分定数

		中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	計
45人	按分数	9.38	8.39	7.33	7.08	5.85	6.98	45.00
	定数	9人	9人	7人	7人	6人	7人	45人
	増減	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2	0	△ 1	△ 9
	議員1人当たり人口	22,327人	19,953人	22,428人	21,647人	20,868人	21,347人	21,415人
	格差	1.119	1.000	<b>1.124</b>	1.085	1.046	1.070	1.073
46人	按分数	9.59	8.57	7.49	7.23	5.98	7.13	46.00
	定数	10人	9人	7人	7人	6人	7人	46人
	増減	△ 1	△ 2	△ 2	△ 2	0	△ 1	△ 8
	議員1人当たり人口	20,095人	19,953人	22,428人	21,647人	20,868人	21,347人	20,950人
	格差	1.007	1.000	<b>1.124</b>	1.085	1.046	1.070	1.050
47人	按分数	9.80	8.76	7.66	7.39	6.11	7.29	47.00
	定数	10人	9人	8人	7人	6人	7人	47人
	増減	△ 1	△ 2	△ 1	△ 2	0	△ 1	△ 7
	議員1人当たり人口	20,095人	19,953人	19,624人	21,647人	20,868人	21,347人	20,504人
	格差	1.024	1.017	1.000	<b>1.103</b>	1.063	1.088	1.045
48人	按分数	10.01	8.94	7.82	7.55	6.24	7.44	48.00
	定数	10人	9人	8人	8人	6人	7人	48人
	増減	△ 1	△ 2	△ 1	△ 1	0	△ 1	△ 6
	議員1人当たり人口	20,095人	19,953人	19,624人	18,941人	20,868人	21,347人	20,077人
	格差	1.061	1.053	1.036	1.000	1.102	<b>1.127</b>	1.060
49人	按分数	10.22	9.13	7.98	7.70	6.37	7.60	49.00
	定数	10人	9人	8人	8人	6人	8人	49人
	増減	△ 1	△ 2	△ 1	△ 1	0	0	△ 5
	議員1人当たり人口	20,095人	19,953人	19,624人	18,941人	20,868人	18,679人	19,667人
	格差	1.076	1.068	1.051	1.014	<b>1.117</b>	1.000	1.038
50人	按分数	10.43	9.32	8.15	7.86	6.50	7.75	50.00
	定数	10人	9人	8人	8人	7人	8人	50人
	増減	△ 1	△ 2	△ 1	△ 1	1	0	△ 4
	議員1人当たり人口	20,095人	19,953人	19,624人	18,941人	17,887人	18,679人	19,274人
	格差	<b>1.123</b>	1.116	1.097	1.059	1.000	1.044	1.078
51人	按分数	10.63	9.50	8.31	8.02	6.63	7.91	51.00
	定数	11人	9人	8人	8人	7人	8人	51人
	増減	0	△ 2	△ 1	△ 1	1	0	△ 3
	議員1人当たり人口	18,268人	19,953人	19,624人	18,941人	17,887人	18,679人	18,896人
	格差	1.021	<b>1.116</b>	1.097	1.059	1.000	1.044	1.056
52人	按分数	10.84	9.69	8.47	8.18	6.76	8.06	52.00
	定数	11人	10人	8人	8人	7人	8人	52人
	増減	0	△ 1	△ 1	△ 1	1	0	△ 2
	議員1人当たり人口	18,268人	17,958人	19,624人	18,941人	17,887人	18,679人	18,532人
	格差	1.021	1.004	<b>1.097</b>	1.059	1.000	1.044	1.036
53人	按分数	11.05	9.88	8.63	8.33	6.89	8.22	53.00
	定数	11人	10人	9人	8人	7人	8人	53人
	増減	0	△ 1	0	△ 1	1	0	△ 1
	議員1人当たり人口	18,268人	17,958人	17,444人	18,941人	17,887人	18,679人	18,183人
	格差	1.047	1.029	1.000	<b>1.086</b>	1.025	1.071	1.042
54人	按分数	11.26	10.06	8.80	8.49	7.02	8.37	54.00
	定数	11人	10人	9人	9人	7人	8人	54人
	増減	0	△ 1	0	0	1	0	0
	議員1人当たり人口	18,268人	17,958人	17,444人	16,836人	17,887人	18,679人	17,846人
	格差	1.085	1.067	1.036	1.000	1.062	<b>1.109</b>	1.060
55人	按分数	11.47	10.25	8.96	8.65	7.15	8.53	55.00
	定数	11人	11人	9人	9人	7人	8人	55人
	増減	0	0	0	0	1	0	1
	議員1人当たり人口	18,268人	16,325人	17,444人	16,836人	17,887人	18,679人	17,521人
	格差	1.119	1.000	1.069	1.031	1.096	<b>1.144</b>	1.073

# 千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第2部会協議結果報告書

## はじめに

この報告書は、千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第2部会の優先協議事項である議会広報の充実、議会報告会等の開催及び議会のIT化に関する部会の協議結果について、千葉市議会「議会のあり方」検討協議会に提出するものである。

## 1 千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第2部会について

- (1) 所管 「市民参加の推進に関すること」
- (2) 構成 各会派（一部会派除く。）より選出の7委員  
詳細は「5 部会委員の構成」のとおり
- (3) 優先協議事項は以下の3項目からなる。
  - ア 議会広報の充実
  - イ 議会報告会等の開催
  - ウ 議会のIT化

## 2 協議経過について

まず、優先協議事項を検討するにあたり意見交換を行ったところ、『市民参加』とは何か。その目的、意義、内容」について優先して協議していくこととなった。

第1回から第5回までに協議が整った事項は次のとおりである。

- (1) 基本理念における市民参加の意義について、次のとおり共通認識を図った。
  - ① 議会は、二元代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負い、住民福祉の向上のために果たす役割が、国と地方の関係が対等・協力を転換しつつある今日、ますます増大している。
  - ② 千葉市議会は、その果たすべき役割を担うため、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めることとした。
- (2) 主な論点として、次の項目について協議していくことが確認された。
  - ① 「市民参加」についての部会としての再定義について
  - ② 市民参加を進める上における住民意思代表機能（政策立案機能）の強化について
  - ③ 議会を身近に感じてもらう施策について
  - ④ 効果的な広報・情報発信について

第6回以降は、上記（2）の主な論点について協議を行った。協議を行う中で「市民参加とは何か」の定義づけは、市民参加を進める方策について議論を重ね、その結論をまとめてからの方が意見の一致をみやすいのではないかなどという意見があり、市民参加を進めるための方策、議会を身近に感じてもらう施策などについて議論していくこととした。

第6回から第9回までに協議が整った事項は次のとおりである。

- (1) 「議会広報の充実について」の各具体案については、広報委員会での協議に委ねることとする。



- (2) 「議会報告会等の開催」について議論していく。
- (3) 議会のIT化については、これを活用するというを議論したことに留める。

第10回から第12回までは議会報告会の開催について議論が行われたが、実施については部会として意見の一致は得られなかった。

### 3 協議結果について

#### (1) 議会広報の充実について

議会広報の充実について協議の中で示された具体案については、広報委員会での協議に委ねることとする。

(具体案)

- ・録画放映対象の拡大等
- ・インターネット、ツイッター、フェイスブック等のメディアの活用
- ・広報紙の刷新
- ・議会の年間の取り組みなどを「議会白書」として公表
- ・議会独自のホームページの作成
- ・定例会中における本会議、常任委員会傍聴者アンケートの実施
- ・議会だよりについてのインターネットモニターアンケートの分析

#### (2) 議会報告会等の開催について

議会報告会の開催については、大方の意見は実施するべきとのことであるが、議会報告会は議員や会派が行うべきで、議会として行う必要はないとの考え方をもつ会派もあるなど賛否両論あり、部会として意見の一致は得られなかった。

しかし、議会報告会は市民参加の推進にとって大事なことであるため、「議会のあり方」検討協議会設置期間終了後も然るべき協議・検討の場において、継続して議論していくべきではないかということが大方の意見としてあったことを報告することとされた。

(議会報告会の実施に賛成の主な意見)

- ・ 議会報告会は、市民とのキャッチボールが行われる機会を増やすという意味で、非常に有意義ではないか。
- ・ 市民により身近に感じてもらえるような企画ということで、夜間・休日の本会議や議会報告会などが挙げられているのではないか。試しに1回行って見て、本来の我々がいうところの市民参加が進められないのであれば、別の方策を考えるくらいでいいのでは。
- ・ 議会報告会は、報告に行った場で、しっかりと市民から意見を頂戴する場ではないか。議会に言うとは何か変わるかもしれないという雰囲気を出すことで、時間はかかるだろうが、最終的には投票率も上がっていくのではないか。
- ・ 市民とのキャッチボールで得られた課題を議会が取り上げて実現していく、その過程の見える化をするために議会報告会を行い、意見交換を行う。その循環が必要ではないか。

- ・ 採決で決まったものであるからこそ、市民に責任をもって議決の内容等を示すことは必要ではないか。
- ・ どこかで議会のことを知ってもらうきっかけを持つためにも、我々が、市民が普段利用している施設などに出かけて発表することで、テーマに関心をもった人が市政に関わりやすくなる環境がつかれるのではないか。
- ・ 一番大事なのは身近に感じてもらうこと。名称にこだわらないで、やってみたらどうか。
- ・ 市民の中に出かけて行って、議会の権能や仕組みそのものを知ってもらうことが必要ではないか。市民が情報を共有しないと議会を感じてもらうことにはならない。
- ・ 議会全体として、個々の議員が支持者や後援会の方から聞いている意見と違う意見を持った市民の話は聞けていないので、様々な意見を持った市民の方が参加できるような取り組みが必要ではないか。
- ・ まず聴くということが必要ではないか。それを無視されてきたようなイメージを持った市民が、政治から離れてしまっているのではないかと感じる。市民が自分の意見を聴いてもらう機会をつくることで、議会としての信用度を高めることにつながり、それによって市民参加が促されるのではないか。
- ・ クリアーしていかなければならない問題が多いと思うが、1回実施した上で、開催頻度や時期を検討していけばいいのでは。また、開催する時間帯も大事なことでないか。
- ・ 市民参加の推進の一つの取り組みとして、年に何回か市民の側に出て行って報告する場を持つというぐらいの設定でいいのではないか。

#### (議会報告会の実施に反対の主な意見)

- ・ 議会報告会と意見交換会は、議会が主催で行う必要はない。会派や議員として行えばいいのではないか。意見をもらう機会としては、会派や議員が努力すべきことだと思う。
- ・ 採決が終わり、決まったものに対して議員が一般市民の前で所見を言う必要があるのか。
- ・ 議会報告会は会派・議員個人で行っているのに屋上屋を重ねる必要があるのか。会派・議員個人がやるべきことと議会がやるべきことを区別した方がいい。会派・議員個人がやることまで議会が行う必要性はないのではないか。
- ・ 議会報告会は会派か議員個人が行うべきもので、議会全体で行うことではない。それぞれ役割分担があるのではないか。

### (3) 議会のIT化について

議会のIT化については、広報を行うときの一つ的手段として活用していこうということを議論したことに留める。

#### (具体案)

- ・ データボックス、アイデアボックス、ポートマッチ（賛否情報）の設置
- ・ インターネット、ツイッター、フェイスブック等のメディアの活用

#### 4 その他

「議会のあり方」検討協議会の協議経過と結果について、部会内で協議した市民参加の意義に基づき、市民を対象とした説明会を開催することを提案する。

なお、時期については、平成25年5月の設置期間終了までを目途とする。

#### 5 部会委員の構成

平成24年7月1日現在

役職	委員氏名	所属会派
部会長	布施 貴良	民主党千葉市議会議員団
副部会長	山田 京子 (H23.11~24.6) 湯浅 美和子 (H24.6~)	市民ネットワーク
委員	川村 博章	自由民主党千葉市議会議員団
	段木 和彦	民主党千葉市議会議員団
	酒井 伸二	公明党千葉市議会議員団
	佐々木 友樹	日本共産党千葉市議会議員団
	小田 求	未来創造ちば

#### 6 開催状況

開催回数	開催年月日	主な協議内容
第1回	平成23年 11月2日	1 副部会長の互選について
		2 優先協議事項について
第2回	11月15日	1 優先協議事項について
第3回	平成24年 1月10日	1 優先協議事項について
第4回	1月23日	1 「市民参加」について
第5回	2月6日	1 「市民参加」について
第6回	4月19日	1 「市民参加の推進に関すること」について
第7回	5月16日	1 「市民参加の推進に関すること」について
第8回	8月1日	1 「市民参加の推進に関すること」について
第9回	9月4日	1 議会報告会等の開催について
第10回	10月18日	1 議会報告会について
第11回	11月20日	1 議会報告会について
第12回	12月19日	1 議会報告会について
第13回	平成25年 1月18日	1 第2部会協議結果報告書案について

# 千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第3部会協議結果報告書

## はじめに

この報告書は、千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第3部会の優先協議事項である政策立案・政策提言、議員発議による条例及び執行機関の監視・評価に関する部会の協議結果について、千葉市議会「議会のあり方」検討協議会に提出するものである。

## 1 千葉市議会「議会のあり方」検討協議会第3部会について

- (1) 所管 「政策立案・政策提言、監視・評価に関すること」
- (2) 構成 各会派（一部会派除く。）より選出の7委員  
詳細は「5 部会委員の構成」のとおり
- (3) 優先協議事項は以下の3項目からなる。
  - ア 政策立案・政策提言
  - イ 議員発議による条例
  - ウ 執行機関の監視・評価

## 2 協議の進め方について

部会で実施する優先協議事項等の進め方について意見交換を行い、まず、「執行機関の監視・評価について」を協議することとし、この内、優先検討項目2項目として「質問方法等の見直し（委員会における一問一答方式の導入について）」及び「審査方法の見直し（分科会の運営方法の見直しについて）」から協議を行い、優先検討項目以外の協議は、2項目の協議終了後に行うこととした。

## 3 質問方法等の見直し（委員会における一問一答方式の導入について）

### (1) 協議概要

委員会審査における一問一答方式の導入を行うため、対象とする委員会、時間制限の有無など導入にあたっての課題等について整理した。

### (2) 発言時間の制限に関する委員長試案

委員会における一問一答方式を導入する際の課題のうち、発言時間の制限に関し各委員より意見が述べられたが部会としての結論を得ることができなかったことから、第7回「議会のあり方」検討協議会での申し合わせにより、次のとおり委員会における一問一答方式の導入にあたっての委員長試案が提示された。

#### 委員長試案

- ◆ 「委員会での意見を踏まえ、先例では上限を設けないこととし、将来を見据え、一委員が納得いかず、長時間に渡り聞いてしまうと他の質問をしたい委員の権利を侵害してしまうことになりかねないので、ある程度の上限を設けた方が良いと考えている。なお、議題によっては、その限りでないとの一文を入れて良識で訴える部分については申し合わせとしている」との発言がなされ、先例及び申し合わせ事項に係る委員長試案が提示された。

### (3) 一問一答方式の導入に関する合意事項

前記(2)の委員長試案を協議した結果、「委員会における一問一答を施行し、検証した上で、運営上の不都合な事項は見直す」こととし、「議会のあり方」検討協議会(H24.10.1開催)において、次の合意事項により、平成24年第4回定例会から委員会における一問一答方式を導入することが了承された。

NO	見直し項目	合意事項
1	見直す委員会、諸会議等	常任委員会、調査特別委員会、議会運営委員会、全員協議会
2	通告の有無	なし
3	発言順	委員長の指名順
4	発言回数	制限なし
5	発言形式	一括質問、一問一答いずれも可
6	質問の内容	従来どおりとする。(従前も数値等も質問できたため、特に定めないが、繰り返しの質問や攻め立てるような質問は委員長の議事整理権で止める。またモラルを持って質問する。)
7	答弁・資料	従来どおりとする。(答弁できない場合が想定されるが、対応は従来どおりとし、詳細な数値等で答えられない場合は、委員長が諮り資料回答を認める。また、正確な答弁を得るため、資料等の調整を図る。)
8	会期中の常任委員会の審査日数	2日
9	審査時間	原則10:00から17:00まで
10	実施時期	平成24年第4回定例会から
11	その他	委員会における一問一答を施行し、検証した上で、運営上の不都合な事項は見直す

#### 先例・申し合わせ事項

##### 【先例】

- ◆ 平成23年8月23日に決定した千葉市議会の基本理念を踏まえ、委員会における質問方式として一括質問・一括答弁方式に加え、一問一答方式を導入する。

導入にあたり、委員は、質問する際に、選択した質問方式について発言するとともに、委員長の議事進行に従い、円滑な委員会運営に努めるものとする。

##### 【申し合わせ】

- ◆ 委員会での一問一答による質問・答弁時間については、1議題に対し、原則概ね30分を上限とするが、委員長は状況に応じ、発言内容を整理してもらうなど簡潔な発言を促すとともに、発言時間を制限し、さらには委員長の再三の注意に応じない場合には発言を打ち切るなどして、円滑な委員会運営に努めることとする。

ただし、重要な案件の場合など、委員会が判断した場合の上限時間についてはこの限りではない。

#### (4) 一問一答方式導入に当たっての確認事項

前記(3)のとおり、「議会のあり方」検討協議会において、委員会における一問一答方式の導入が了承されたことを踏まえ、実施に当たっての確認事項について協議し次のとおり了承された。

NO	確認事項	了承された内容	備考
1	本会議では、2回目から一問一答方式を選択することができるが、委員会においても認めるか	1回目から一問一答方式のみとする	質問する際、選択した質問方式について発言
2	一たん、完結した質問事項は再質問できないものとするか	補正予算について、〇〇事業費の質問が終了し、次の△△事業費の質問が終了し、再度、〇〇事業費の質問を行うことは、認めない	
3	一問一答方式の場合、質問と意見を分割して述べることができるか	申し合せ事項として、1議題を原則概ね30分範囲内で実施（意見のみの分割は可）	
4	本会議では、一問一答方式で、2、3問を一回で聞くことができるが、委員会においても認めるか	認めない	
5	一問一答方式を第4回定例会から導入するが、開会中に開催される特別委員会や議会運営委員会も対象となるのか	対象とする	
6	30分超えような場合の対応について	【おおよそ4・5分前】 発言内容を整理してもらうなど簡潔な発言を促す	
7	答弁者は質問趣旨の確認ができるか	従前のとおり認める	

## 4 審査方法の見直し（分科会の審査方法の見直しについて）

### （1）協議の概要

予算・決算審査の充実を図るため分科会審査のあり方、財政局の審査方法などの課題等について整理した。

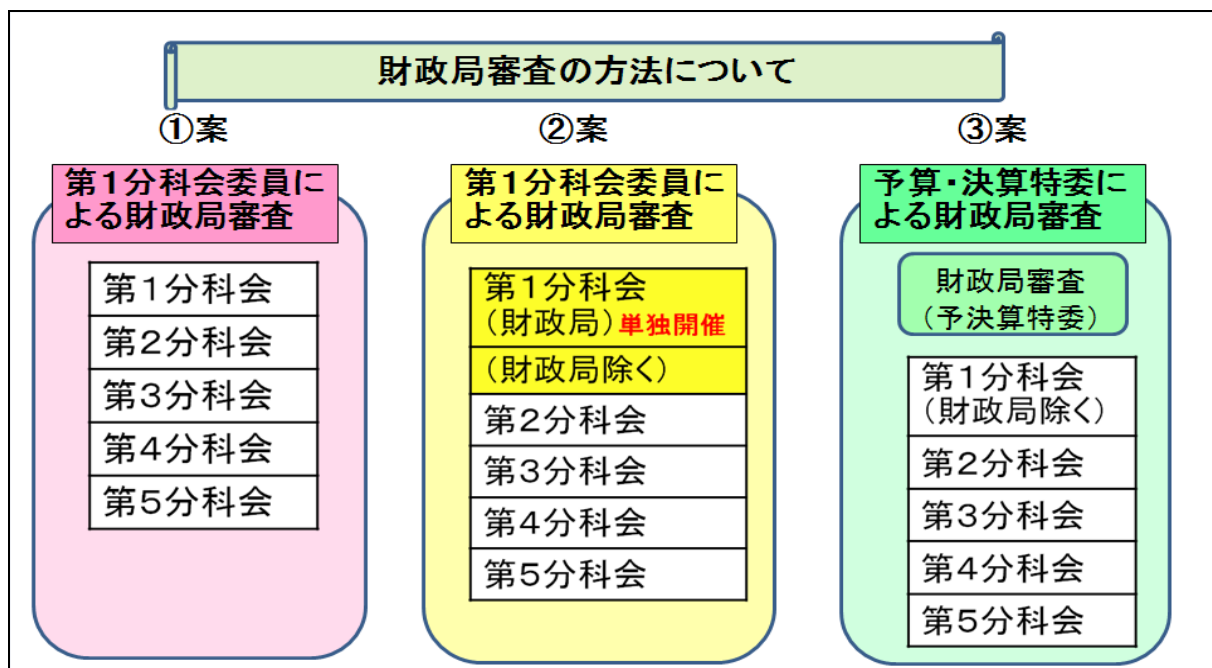
### （2）協議内容

#### ア 分科会数について

現行の2分科会の審査では、予算・決算の全体像を把握することはできるが、議案等を掘り下げて審査することが困難であるため、常任委員会単位の5分科会を設置することで合意された。

#### イ 財政局の審査方法

財政局審査をどのように行うべきか、下図の3案について「①財政局を含めた5分科会同時開催案」、「②5分科会審査とし、財政局審査は他の分科会委員も傍聴できる案」、「③財政局審査のみ全委員で構成する予算・決算審査特別委員会で審査する案」を協議したところ、各会派の意見が分かれたことから最終的に②案が正副部会長試案として示され、第1分科会委員において単独開催により財政局審査を行うことで了承された。



#### ウ 財政局審査以外の分科会審査日数

財政局審査以外の分科会審査日数について正副部会長より下表の「案① 同時開催」、「案② 2グループに分けて開催」のたたき台案が示され、各会派の意見聴取を行ったところ、案①に関し「議員、市民の傍聴の機会が限られる」、「少数会派が所管以外の審査状況を知ることができず、予算・決算審査の全体的な判断が現状より難しくなる」との意見があった一方で「議会運営上の不都合な事項を考慮し、できることを実施し議会改革を一步でも前進すべき」との意見が述べられ、案①を施行してみて不都合な点は見直していくことで了承された。



分科会 開催日	案① 同時開催	案② 2グループに分けて開催
1日目	・第1分科会 (財政局の所管)	・第1分科会 (財政局の所管)
2日目	・第1分科会 (総務局、会計室、行政委員会、議会の所管) ・第2分科会 (保健福祉局の所管) ・第3分科会 (市民局、環境局の所管) ・第4分科会 (こども未来局の所管) ・第5分科会 (都市局の所管)	・第1分科会 (総務局、会計室、行政委員会、議会の所管) ・第2分科会 (保健福祉局の所管) ・第3分科会 (市民局、環境局の所管)
3日目	・第1分科会 (総合政策局の所管) ・第2分科会 (病院局、消防局の所管) ・第3分科会 (経済農政局、農業委員会の所管) ・第4分科会 (教育委員会の所管) ・第5分科会 (建設局、水道局の所管)	・第4分科会 (こども未来局の所管) ・第5分科会 (都市局の所管)
4日目	《第1回定例会：常任委員会》 《第3回定例会：一般質問》 ※上記会議の前後に分科会開議 ・第1～第5分科会 (指摘要望事項の検討)	・第1分科会 (総合政策局の所管) ・第2分科会 (病院局、消防局の所管) ・第3分科会 (経済農政局、農業委員会の所管)
5日目	—	・第4分科会 (教育委員会の所管) ・第5分科会 (建設局、水道局の所管)
6日目	—	《第1回定例会：常任委員会》 《第3回定例会：一般質問》 ※上記会議の前後に分科会開議 ・第1～第5分科会 (指摘要望事項の検討)

## エ 委員の差し替えの考え方

### 【財政局審査】

財政局審査に係る委員の差し替えについて差し替えを認めた場合、「特定の委員のみ出席する可能性がある」、「特別チームのようなあり方になってしまう危惧がある」との意見があった一方で「歳入に関して他の分科会委員が関われる」、「多くの議員が参加する機会を得ることができる」との意見が述べられ、差し替えが了承された。



### 【財政局以外の審査】

財政局以外の審査は、分科会が同時開催となり、各委員が専門性を持って審査に臨むことから、差し替えは認めないこととなった。

## オ 委員外議員の発言の考え方

### 【委員外議員の発言】

財政局審査における委員外議員の発言については、「本来は構成人数を増やして財政局審査を行うべき」との意見があった一方で「委員外議員の発言を認めることで各会派の意見を出す機会が確保される」との意見が述べられ「①第1分科会に出席している会派は認めない」、「②出席していない会派は1人認める」ことが了承された。

### 【委員外議員の発言時間】

財政局審査における委員外議員の発言時間について、財政局審査を行う分科会に委員が出席している会派は、会派の方針や考えをその委員が代弁・発言できるため委員外議員の発言は認めないが、出席していない会派は発言の機会がないため認めることとし「委員外議員の発言時間は答弁込みで10分」とすることが了承された。

## (3) 協議結果

前記(2)の協議結果に基づく合意事項については、次のとおり。

NO	見直し項目	合意事項	
1	分科会数	5分科会	
2	財政局審査の方法	財政局のみ単独開催し、所属しない議員は傍聴できる	
3	財政局審査以外の分科会審査日数	同時開催	
4	委員の差し替え	財政局審査	差し替えを認める
		財政局審査以外	差し替えを認めない
5	財政局審査における委員外議員の発言	発言の可否	・出席している会派は認めない ・出席していない会派は1人認める
		発言時間	答弁込みで10分
6	その他	分科会審査の見直しを施行し、検証した上で、運営上の不都合な事項は見直す	

## (4) その他

前記(3)の合意事項に係る実施時期、申し合わせ事項等の細目は、今後しかるべき機関において決定する。

## 5 政策立案・政策提言、議員発議による条例について

執行機関の監視・評価を優先的に協議することを決定したため、具体的な協議は行われなかった。

## 6 部会委員の構成

平成25年6月18日現在

役職	委員氏名	所属会派
部会長	宇留間 又衛門	自由民主党千葉市議会議員団
副部会長	福 永 洋	日本共産党千葉市議会議員団
委員	山 本 直 史	未来創造ちば
	白 鳥 誠	民主党千葉市議会議員団
	石 井 茂 隆	自由民主党千葉市議会議員団
	川 岸 俊 洋	公明党千葉市議会議員団

※田沼隆志委員は平成24年12月4日付で辞任

## 7 開催状況

開催回数	開催年月日	主な協議内容
第1回	平成23年 11月2日	1 副部会長の互選について
		2 優先協議事項について
第2回	11月15日	1 監視評価のあるべき姿について
第3回	平成24年 1月10日	1 監視・評価における具体的協議事項等について
第4回	1月23日	1 優先協議事項（質問方法等の見直し）について
		2 優先協議事項（審査方法の見直し）について
第5回	2月6日	同上
第6回	4月19日	同上
第7回	5月22日	同上
第8回	7月4日	同上
第9回	8月27日	同上
第10回	9月12日	1 優先協議事項（質問方法等の見直し）について
第11回	10月19日	1 委員会における一問一答方式の導入に係る確認事項について
		2 優先協議事項（審査方法の見直し）について
第12回	11月12日	1 委員会における一問一答方式の導入に係る確認事項について
		2 優先協議事項（審査方法の見直し）について
第13回	平成25年 1月18日	1 委員会における一問一答方式導入の状況について
		2 優先協議事項（審査方法の見直し）について
第14回	1月30日	1 優先協議事項（審査方法の見直し）について
		2 「議会のあり方」検討協議会への報告について
第15回	4月25日	1 優先協議事項（審査方法の見直し）について
第16回	5月24日	1 優先協議事項（審査方法の見直し）について
第17回	6月10日	1 優先協議事項（審査方法の見直し）について

## 千葉市議会「議会のあり方」検討協議会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 本市議会は、地方分権の究極的な目的である市民福祉の向上に向けた取り組みとして、二元代表制の一翼を担う議会がどうあるべきかを協議・検討し、議会改革を推進するため千葉市議会「議会のあり方」検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議・検討事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議・検討する。

- (1) 議員の身分に関する事
- (2) 議会の運営に関する事
- (3) その他委員長が必要と認める事項に関する事

### (組織の構成等)

第3条 協議会の委員は、議長、副議長及び各会派幹事長を含む17人とし、各会派より選出される委員の数は、次のとおりとする。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 自由民主党千葉市議会議員団 | 5人 |
| (2) 民主党千葉市議会議員団   | 3人 |
| (3) 公明党千葉市議会議員団   | 2人 |
| (4) 日本共産党千葉市議会議員団 | 2人 |
| (5) 未来創造ちば        | 2人 |
| (6) 市民ネットワーク      | 1人 |
| (7) 日本維新の会千葉市議団   | 1人 |
| (8) みんなの党千葉市議団    | 1人 |

2 委員の任期は、協議会の設置期間とする。ただし、委員はその任期中、交替することができる。

3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において当該職を解かれた委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

### (会議)

第4条 協議会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は議長が、副委員長は副議長がその職務を務めるものとする。

3 委員長は、必要に応じ協議会を招集し、その議事を主宰する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 委員長は、必要に応じ協議会の了承を得て、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 7 協議会は、原則公開とする。ただし、委員長が必要あると認めるときは、非公開とすることができる。
- 8 協議会の決定は、原則として出席委員全員の合意を要するものとする。

(部会)

第5条 委員長は、協議・検討等にかかる専門的事項を協議・検討させるため、協議会に部会を置くことができる。

(記録)

第6条 委員長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させる。

(協議結果の報告)

第7条 委員長は、協議・検討事項に関し結論が得られたときは、報告書を作成し、議長に報告する。

(設置期間)

第8条 協議会の設置期間は、本要綱の施行の日から平成25年6月24日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

## 「議会のあり方」検討協議会 部会の設置について及び部会運営に関する申し合わせ事項

### 「議会のあり方」検討協議会 部会の設置について

#### 1 部会について

- ・ 3部会とする。
- ・ 名称及び優先協議事項は下記のとおりとする。

部会名	優先協議事項
第1部会 議員の身分に関すること	議員定数について 議員報酬について 政務調査費について
第2部会 市民参加の推進に関すること	議会広報の充実について 議会報告会等の開催について 議会のIT化について
第3部会 政策立案・政策提言、監視・評価 に関すること	政策立案・政策提言について 議員発議による条例について 執行機関の監視・評価について

#### 2 組織構成について

##### (1) 構成人数

- ・ 部会は7名で構成する。
- ・ 各会派から1名とする。ただし、部会長選出の会派は他に1名を選出する。  
(市民ネットワーク、みんなの党、無所属は其中で調整して各部会へ1名)

##### (2) 部会長等について

- ・ 部会長はあり方協議会において、選出会派を決定する。
- ・ 副部会長は部会委員の互選による。

##### (3) 部会委員について

- ・ 協議会委員以外を部会員として認める。
- ・ 部会会議への代理出席を認める。

#### 3 開催時期等について

- (1) 開催日程は協議事項の進行状況等により各部会の判断に委ねる。
- (2) 各部会の開催日時はできるだけ重ならないようにする。

#### 4 傍聴について

- (1) 議員の傍聴は人数制限なく認める。
- (2) 市民傍聴は、最大10人までとし、使用する会議室により決定する。

#### 5 その他

- ・ その他、部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。・・・別紙

◎ 各会派から提出された各部会協議事項（要約）

第1部会（議員の身分に関すること）

- ア 議員定数
- イ 議員の待遇及び報酬
- ウ 政務調査費のあり方
- エ 議員の活動及びあるべき姿
- オ 議員秘書機能
- カ 交渉会派制の撤廃、無所属議員の取り扱い
- キ 議会運営委員会及び特別委員会の委員構成
- ク 委員会視察の見直し

第2部会（市民参加の推進に関すること）

- ア 議会広報（HP、議会だよりの充実）
- イ 市政報告会・議会報告会・市民対話会・意見交換会の開催
- ウ 議会のIT化
- エ 参考人・公聴会の実施
- オ （定例）記者会見の実施
- カ 本会議の休日・夜間の開催
- キ 本会議・委員会中継の拡大
- ク 全ての会議の公開
- ケ 議会傍聴規則の見直し

第3部会（政策立案・政策提言、監視・評価に関すること）

- ア 政策立案能力の向上
- イ 議員発議による条例制定
- ウ 執行機関の監視強化及び評価
- エ 重要課題に対する調査会・附属機関の設置
- オ 議員間自由討議の実施
- カ 議案・発議の提案方法等の見直し
- キ 執行部への反問権付与
- ク 定例会の会期
- ケ 常任委員会の活性化
- コ 決算審査の見直し
- サ 議案説明資料及び答弁者を見直し
- シ 請願・陳情提出者への質疑
- ス 議会事務局の強化
- セ 専門的知見の活用
- ソ 質疑・質問の対面方式の採用
- タ 質問3回ルールの見直し
- チ 会議規則の見直し
- ツ 個別外部監査の活用

◎ 部会扱いとしないもの

- ア 議会基本条例の制定
- イ 改革推進会議の恒常的設置
- ウ 議長への議会招集権の付与
- エ 協議会決定事項の条例化
- オ 全議員への説明会及び意見聴取の実施

(別紙)

部会運営に関する申し合わせ事項

- 1 協議事項について結論が得られた時、部会長は、速やかに委員長に報告するものとする。
- 2 部会で3回程度協議しても結論を得ることができないとき、委員長は、部会長の申し出により試案を提示することができる。
- 3 部会の委員以外の議員は、文書で意見を提出することができる。
- 4 正副委員長は、部会に出席し、意見を述べるすることができる。
- 5 委員長は、部会の協議状況について、部会から報告を求めることができる。

## 「議会のあり方」検討協議会の市民説明会概要

開催日時	平成25年6月18日（火）18時00分～19時56分	
開催場所	千葉市議会議場	
出席委員等	説明	正副委員長、第1～第3部会正副部会長
	司会	川村博章委員（第2部会委員）
	参加	委員及び委員外議員
市民参加人数	50人	
説明会の流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会あいさつ（小川智之委員長）</li> <li>2 「議会のあり方」検討協議会の経過報告             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 協議の概要（奥井憲興副委員長）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本フレームおよび部会の設置について</li> </ul> </li> <li>(2) 部会の協議報告                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1部会（議員の身分に関すること）（米持克彦部会長）</li> <li>・第2部会（市民参加の推進に関すること）（布施貴良部会長）</li> <li>・第3部会（政策立案・政策提言、監視・評価に関すること）（宇留間又衛門部会長）</li> </ul> </li> <li>(3) 協議会における結論・総括（小川智之委員長）</li> </ol> </li> <li>3 質疑応答（小川智之委員長ほか）</li> </ol>	
広報等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議長記者会見による周知（6月11日）</li> <li>2 インターネット議会中継（生中継・録画放映）</li> <li>3 千葉市議会公式ツイッター</li> <li>4 議員によるツイッター</li> <li>5 参加者アンケートの実施</li> </ol>	